

昭 島 市 の 環 境

（昭島市環境基本計画に基づく事業報告）

平成 23 年度活動/調査報告

昭 島 市

はじめに

本市の望ましい環境像を実現するため、平成 14 年3月に策定した「環境基本計画」は、平成 23 年度で 10 年目の折り返し地点となりました。

平成 24 年3月には、この 10 年間の社会状況の変化や、環境施策の取り組み状況を踏まえ、「環境基本計画」の改定を実施し、市としては初めての市域全体の温室効果ガス排出量の削減計画となる「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」も内包した計画を策定いたしました。

東日本大震災後、環境を取り巻く状況は、さまざまな分野で大きな変貌を見せており、今後も変化していくことは否めません。

しかしながら、総合基本計画で掲げたまちづくりの理念「環境との共生」を柱とし、人と環境が調和したまちづくりを今後も進めてまいります。

「昭島市の環境」では、環境基本計画に掲げた、134 項目の具体的な取組施策の実施状況を掲載しております。この冊子を広くご活用いただき、本市の環境への取組に一層のご理解を賜れば、幸いに存じます。

なお、この冊子を発刊するにあたり、貴重なご意見等をいただきました環境審議会の委員の皆様にご心より御礼申し上げます。

平成 24 年 12 月

昭島市長 北 川 穰 一

目次

第1章 昭島市環境基本計画 1

1	昭島市環境基本計画の概要	1
2	環境基本計画の推進	1
3	施策の体系	2
4	環境基本計画の取組状況	3
5	事業実施報告	10
(A)	基本目標：水と自然を大切にするまち	10
	施策の基本的方向	
	(1) 多摩川の自然を守る	10
	(2) 崖線、湧水、水辺を大切にする	10
	(3) 地下水を守る	11
	(4) 生き物とみどりを育む	12
(B)	基本目標：みどりとふれあう文化のまち	13
	施策の基本的方向	
	(1) 歴史・文化資産を継承していく	13
	(2) まちのみどりを守り育てる	13
	(3) 農地・用水を維持する	15
(C)	基本目標：健康な暮らしを守るまち	16
	施策の基本的方向	
	(1) 生活環境を守る	16
	(2) 航空機騒音対策を推進する	27
	(3) 有害化学物質から健康を守る	28
(D)	基本目標：地球にかける負担の少ないまち	31
	施策の基本的方向	
	(1) ごみを減らしリサイクルを推進する	31
	(2) 新しいエネルギーを導入する	32
	(3) 地球環境の保全に取り組む	33
(E)	基本目標：環境を学びみんなで取り組むまち	35
	施策の基本的方向	
	(1) 環境学習を推進する	35
	(2) 環境を大切にする活動を推進する	37
	(3) 協力と責任のある推進体制を確立する	37

第2章 昭島市水と緑の基本計画 40

1 計画策定の背景と目的.....	40
2 計画の期間.....	40
3 計画の範囲.....	40
4 計画の目標.....	41
5 実施結果報告.....	42

第3章 第二次地球温暖化対策実行計画 48

1 計画策定の背景と目的	48
2 計画の期間	48
3 計画の範囲	48
4 計画の目標	49
5 実施結果報告	49

第4章 調査データ 50

1 公共用水域水質調査	50
2 多摩川底生生物調査	56
3 湧水調査	57
4 地下水揚水量調査	61
5 苦情処理	62
6 化学物質の適正管理	64

第5章 参考資料(環境基準など) 65

1 大気について	65
2 騒音・振動について	67
3 光化学スモッグについて	70
4 水質について	70
5 底生生物調査について	72
6 湧水について	73
7 地下水揚水の規制について	73
8 工場・指定作業場等について	73
9 化学物質の適正管理について	76
10 特定建設作業について	77
11 燃料用重油の硫黄分含有率の基準について	78
12 ダイオキシン類について	79
13 昭島市グリーン購入指針	80
14 公共施設環境配慮対策一覧	82
15 空間放射線量測定	84

第 1 章 昭島市環境基本計画

第1章 昭島市環境基本計画

1 昭島市環境基本計画の概要

平成14年3月に策定された「昭島市環境基本計画」は、安全で快適な環境を守り、創り、育て、次の世代に引き継いでいくために、「美しい水とみどりを将来の世代に」を望ましい環境像に掲げています。

その実現のために5つの基本目標を設定し、市・市民・事業者のパートナーシップにより、それぞれの日常活動から環境負荷の低減を図り、環境の保全等に取り組む計画になっています。

なお、計画は、平成14年度から20年後の平成33年度を目標年度としておりますが、地球温暖化に対する一層の取り組みが求められているなど、社会状況の変化に対応するため、平成23年度に見直しを行いました。望ましい環境像と基本目標はそのままにし、施策について見直しました。

望ましい環境像とその実現のための5つの基本目標

美しい水とみどりを将来の世代に	1. 水と自然を大切にするまち（基本目標A）
	多摩川や崖線及び湧水の自然を大切にし、地下水を守り、生態系に配慮して自然の保全と回復や適正な利用施策を講じることにより、人と自然が共生し市民が身近に水と自然を大切にするまちづくりを推進し、これを次世代に継承します。
	2. みどりとふれあう文化のまち（基本目標B）
	歴史・文化資産を守り、公園や街並みのみどりを守り育て、農地・用水の維持に努め、憩いとやすらぎの中に、みどりとふれあう文化のまちづくりを推進し、これを次世代に継承します。
	3. 健康な暮らしを守るまち（基本目標C）
	大気や水・土壌の汚染、騒音・有害化学物質等による環境悪化の未然防止に努め、市民が安心して日々の生活をおくることができるように、健康な暮らしを守るまちづくりを推進します。
	4. 地球にかかる負担の少ないまち（基本目標D）
	ごみの減量とリサイクル、省資源・省エネルギーや新しいエネルギーの導入を实践することにより、循環型社会への転換を図り、地球環境にかかる負担の少ないまちづくりを推進します。
	5. 環境を学びみんなで取り組むまち（基本目標E）
	環境情報の整備・提供や環境教育・学習機会の充実を図り、市民一人ひとりが環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動できるようなまちづくりを推進します。

2 環境基本計画の推進

計画を推進し、基本目標を実現するため、134項目の具体的な取組施策について、毎年度、実施状況の調査を行っています。平成23年度に実施した事業は、それ以前に実施又は継続して推進している事業などを含め進捗率は99%となっております。

また、前年度に取り組んだ施策の事業報告をもとに、環境審議会で計画の進捗状況などについての審議を行っています。

3 施策の体系

() 内は分類記号

美しい水とみどりを将来の世代に	基本目標	施策の基本的方向	基本的施策		頁
美しい水とみどりを将来の世代に	(A) 水と自然を大切にす ま	(1) 多摩川の自然を守る	広域的協力による水質と水量の保全	(A1-1)	-----
			多摩川と周辺の自然環境の保全	(A1-2)	-----
			河川敷の清掃・美化	(A1-3)	P.10
		(2) 崖線、湧水、水辺を大切にす	崖線の保全・湧水の保全・玉川上水の保全	(A2-1)	P.10
			地下水100%の水道水の維持	(A3-1)	-----
		(3) 地下水を守る	節水や水の再利用の推進	(A3-2)	P.11
			地下水の涵養	(A3-3)	P.12
			水循環の実態調査	(A3-4)	-----
			生態学的な実態調査の実施	(A4-1)	P.12
			動植物の棲息環境の回復	(A4-2)	-----
	(B) みどりとう文化のま ち	(1) 歴史・文化資産を継承していく	歴史・文化資産の調査及び保全	(B1-1)	-----
			歴史・文化資産に接する機会の拡大	(B1-2)	P.13
		(2) まちのみどりを守り育てる	公園や緑地の整備	(B2-1)	-----
			緑化の推進	(B2-2)	P.13
			環境の美化	(B2-3)	P.14
		(3) 農地・用水を維持する	農地の保全と農産物の生産確保	(B3-1)	P.15
			農業用水路の維持と水辺環境の維持	(B3-2)	-----
			農産物生産者と消費者の交流の拡充	(B3-3)	-----
	(C) 健康な暮らしを 守るま	(1) 生活環境を守る	定期的な大気、水質、騒音等のモニタリング調査の実施	(C1-1)	P.16
			自動車公害対策の推進	(C1-2)	-----
			近隣における環境問題への対応	(C1-3)	P.26
		(2) 航空機騒音対策を推進する	測定、監視、調査体制の確保	(C2-1)	P.27
			騒音対策の推進	(C2-2)	-----
			基地周辺自治体との連携	(C2-3)	-----
		(3) 有害化学物質から健康を守る	適正な情報の収集と提供	(C3-1)	P.28
			モニタリング調査の実施	(C3-2)	P.29
			ごみの適正処理	(C3-3)	P.30
	(D) 地球にかける負 担の少ないま	(1) ごみを減らしリサイクルを推進する	ごみの減量化の推進	(D1-1)	P.31
			リサイクルの推進	(D1-2)	P.31
			リサイクル商品等の利用促進	(D1-3)	P.32
		(2) 新しいエネルギーを導入する	省エネルギーの推進	(D2-1)	P.32
			新しいエネルギーの導入の推進	(D2-2)	P.32
		(3) 地球環境の保全に取り組む	温室効果ガスの排出削減	(D3-1)	P.33
			フロン回収	(D3-2)	-----
			森林を守り増やす活動への広域的協力	(D3-3)	P.33
			地球環境の保全に関する実践活動の普及	(D3-4)	P.34
	(E) 環境を学び みんなで取り組むま	(1) 環境学習を推進する	地域環境の学習の推進	(E1-1)	-----
			学校と地域の連携の強化	(E1-2)	P.35
			体験型学習機会の拡充	(E1-3)	P.35
			循環型社会を担う消費者としての学習の推進	(E1-4)	P.36
		(2) 環境を大切にする活動を推進する	環境情報の提供	(E2-1)	P.37
			市民の交流と活動の支援	(E2-2)	-----
			人材の育成	(E2-3)	-----
		(3) 協力と責任のある推進体制を確立する	パートナーシップの構築	(E3-1)	P.37
			環境マネジメントシステムの導入推進	(E3-2)	P.37

4 環境基本計画の取組状況

施策の体系に示された基本的施策を推進するため、134項目の取組施策のうち平成23年度における実施事業は、それ以前に実施又は継続して推進している事業などを含め132項目を実施しました。なお、主な事業を「5 事業実施報告」で説明しています。

☆ 表の見方

基本的施策欄のアルファベットは基本目標、続く数字は施策の基本的方向、ハイフンの後ろの数字は基本的施策を表します。

(※ 頁)は、事業実施報告の頁を表します。実施欄の「○」は、平成22年度又はそれ以前に該当実施があるもの、「×」は未実施のものを表します。

基本的 施 策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
1	A1-1	国や東京都及び流域の自治体や住民との連携のもとに、多摩川の豊かな流れを守るため、水源地域の支援方策を検討します	環 境 課 企 画 政 策 課	奥多摩・昭島市民の森事業 (下刈り) 美しい多摩川フォーラム参加	○
2		多摩川の自然を回復する基本的条件として水質をさらに改善するため、水質保全に関する啓発活動を強化します	下 水 道 課 環 境 課	水洗化未接続世帯戸別訪問 井水利用状況と排水の確認	○
3	A1-2	多摩川における自然の保全と多自然型河川整備に参加し、川に関する知識を継承するとともに、動植物の棲息環境を保全するよう努めます。またアキシマクジラやアケボノゾウなどの自然史・文化資産を継承していきます	社 会 教 育 課 管 理 課	アキシマクジラの化石を本庁舎で 展示	○
4		国の河川整備計画に基づき市民参加による多摩川河川敷や拝島緑地等の保全と利用に努めます	環 境 課 管 理 課	水辺の楽校推進	○
5		多摩川河川敷については、自然生態系の保全や回復に配慮しながら、散策、スポーツ等の市民利用に応えるよう国に要望していきます	環 境 課 管 理 課	国に文書で要望	○
6		滝山丘陵の生態系や自然景観の保全に努めます	環 境 課	都のワーキンググループに参加	○
7	A1-3	多摩川を大切にすると心と活動の輪を広げ、市民参加による河川敷の清掃や美化を進めます	管 理 課 環 境 課 社 会 教 育 課	多摩川クリーン作戦【10頁】 残堀川クリーンアップ作戦	○
8	A2-1	連続する崖線のみどりの実態を把握し、その保全・活用の方向を検討した「昭島市崖線の樹林地調査」をふまえ、その保全を図ります	環 境 課	崖線緑地保全事業 保存樹木等補助【10頁】	○
9		保存樹木・保存樹林の指定を促進するとともに、指定した樹木・樹林等を市民の協力を得て適正に管理・育成するよう指導します	環 境 課	保存樹木等補助【10頁】	○
10		東京都に対して緑地保全地域の指定拡大を求めます。また、貴重な樹林地については公有地化に努めます	環 境 課	東京都に公有地化を要望	○
11		樹林地の周辺環境特性に応じて自然や郷土の学習の場としての活用や農地と一体となった郷土景観の保全に努めます	産 業 活 性 化 室 環 境 課	昭島都市農業振興計画策定	○
12		渇水期には枯れてしまう湧水の水脈を探り、その保全方策を検討するため、市民と連携してみずみち調査を進めます	生 活 コ ミ ュ ニ テ ィ 課	環境団体による井戸水、地下水、 湧水調査への助成	○
13		透水性舗装の整備や雨水浸透施設の助成等、雨水の浸透や湧水の水脈の保全に関する施策を推進します	建 設 課 下 水 道 課	雨水浸透施設設置費補助【10頁】	○
14		湧水やその周辺の水辺について、地域特性に応じた水辺の保全や再生に努めます	環 境 課	大神町崖線緑地公有化	○
15		市民と協力して水辺環境の保全・整備を図ります	管 理 課 環 境 課	水辺の散歩道【11頁】	○
16		良好な環境を保っている湧水については昭島の憩いの水辺として、保全策の強化に取り組みます	環 境 課	下の川整備、アダプトによる維持 管理	○

基本的 施 策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
17	A2-1	玉川上水については、広域的に連続したみどりであり、歴史的にも価値のあることから、市民がそのみどりや水辺の景観を楽しむことができるよう、東京都と連携してその周辺環境整備を図ります	建 設 課 環 境 課	玉川上水に接する遊歩道整備	○
18		市民参加により玉川上水の自然を大切にする活動や清掃・美化に努めます	社 会 教 育 課 環 境 課	老人クラブによる清掃 アダプトによる上水公園の維持管理	○
19	A3-1	地下水のみによる水道水を、将来にわたって供給できるよう努めます	水道・工務課	漏水調査(市内全域)	○
20		水の安全性を確保するため、地下水汚染防止のための適切な措置を事業所等に求めるとともに、水質検査を充実します	環 境 課 水道・工務課	地下水水質検査	○
21	A3-2	全市民レベルでの節水の実践を促進するため、積極的な啓発活動の展開を図り、節水コマ等の身近な節水型器具の普及を推進します	水道・工務課	節水のための啓発活動 (水道施設見学会、出前講座)【11頁】	○
22		雨水利用や循環利用を推進するため、公共施設における率先した取組を進めるとともに、民間施設にも取組を要請します	建 築 課 環 境 課 建 設 課	雨水利用施設設置済 (本庁舎、各会館、児童センター、 昭島市民球場等)【82頁】	○
23		家庭用の雨水貯留槽の普及促進を図ります	水道・工務課	雨水貯留槽設置助成【11頁】	○
24	A3-3	市道や公共施設の駐車場においては雨水浸透施設の整備を推進します	建 設 課 建 築 課 下 水 道 課	透水性舗装実施事業【12頁】	○
25		駐車場等における透水性舗装の普及に取り組みます	管 理 課 環 境 課	透水性舗装実施事業【12頁】	○
26		雨水浸透施設等の普及促進を図ります	下 水 道 課	広報掲載(年1回)	○
27		地下水の涵養のため樹林や農地、緑地等の保全に努めます	環 境 課 産業活性化室	保存樹木等補助【10頁】 奥多摩・昭島市民の森事業 崖線緑地保全事業	○
28	A3-4	地下水に関する水脈調査等の収集に努めます	水道・工務課	地下水流動態調査	○
29	A4-1	植物、動物(昆虫類、水棲動物等)に関する生態学的な自然環境調査に市・市民・学識経験者が連携して長期的に取り組めます	環 境 課 社 会 教 育 課 ご み 対 策 課	エコパーク開園	○
30		自然環境調査の結果をふまえ、昭島市の貴重な動植物の指定や保護に努めます	環 境 課 社 会 教 育 課	大神崖線植生調査	○
31		市民参加の自然観察会等を開催し、地域の自然への理解を深めます	環 境 課 社 会 教 育 課	水辺の楽校(災害救助訓練見学と カヌー教室魚釣り、小学校の総合 的な学習の時間協力等)【12頁】	○
32	A4-2	国と連携して、市民参加により多摩川河川敷におけるビオトープの創出に取り組みます	環 境 課	水辺の楽校推進事業【12頁】	○
33		関係団体や市民の参加により、学校や公園等の公共施設におけるビオトープの創出に取り組みます	教育・庶務課 環 境 課	ビオトープ (成隣小、拝島第二小、富士見丘小)	○
34		鳥の餌となる実のなる樹木を植えるなど、学校や公園等の身近な場所のエコアップ(自然度の向上)に努めます	教育・庶務課 管 理 課 環 境 課	学校林活用(富士見丘小) 拝島第二小学校校庭芝生化 エコパークへのコナラ苗植栽	○
35	B1-1	社寺をとりまく鎮守の森や多摩川の渡しなど史跡周辺の自然環境調査を実施します	社 会 教 育 課		×
36		歴史・文化資産をとりまく環境の保全に向けて市民参加による計画づくりに取り組みます	社 会 教 育 課	市民参加による文化財保全計画	○
37	B1-2	郷土の歴史と環境をテーマにした広報や教育活動を進めます	社 会 教 育 課	郷土資料室展示	○

基本的 施 策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
38	B1-2	親しみやすい郷土資料の作成、史跡の周辺環境整備と史跡巡りコースの紹介等を行います	社 会 教 育 課	文化財史跡めぐり、指定文化財説明看板設置	○
39	B2-1	緑地面積の目標値を575haとし、緑地の割合では33%の確保をめざします	環 境 課	崖線緑地公有化事業 水と緑の基本計画策定	○
40		保存樹木(幹周り150cm以上)や保存樹林(300㎡以上)の補助制度の拡充を図ります	環 境 課	保存樹木せん定補助制度 保存樹林	○
41		市内のみどりに関する情報をまとめた「みどりのガイドブック」を緑化推進協力員の協力により作成します	環 境 課		×
42		地域の潜在植生や固有種等、地域の自然環境特性をいかした公園の整備を進めます	環 境 課 建 設 課 管 理 課	エコパークの整備	○
43		身近なくつろぎの場としてポケットパークの整備を図ります	建 設 課 管 理 課	20箇所整備済	○
44		多様化する市民の価値観や防災空間としての利用にも適合した公園や緑地づくりを進めます	環 境 課 建 設 課 防 災 課	エコパークに災害用備蓄倉庫や飲料用貯水槽を設置し、防災空間として整備 森ノ上児童遊園に防火水槽整備	○
45		市民に親しまれる公園や緑地を維持するため、市民参加による公園づくりやその管理を推進します	環 境 課 生 活 コ ミ ュ ニ テ ィ 課	アダプト制度(登録団体13団体)による美化清掃活動	○
46	B2-2	公園の緑化や街路樹、花壇の整備により、みどり豊かなまちづくりを進めます	環 境 課 管 理 課 建 設 課	花の応援事業【13頁】 駅前等での花植え、街角ふれあい花壇 林ノ上公園で中木植栽	○
47		道路整備にあたっては、適正な樹種の選定やシンボルとなる街路樹づくりなどを進めます	建 設 課	昭島2号に高木(とうかえで)を植栽	○
48		市民がみどりに親しめるよう街路樹や花壇に樹木や花の看板をつけるなど、市民の参加による整備を進めます	管 理 課 環 境 課	せん定済保存樹木への樹名板設置	○
49		街路樹や花壇の管理にあたっては、化学肥料等の使用の削減に努め、落ち葉の堆肥化による再生利用を図ります	管 理 課 環 境 課	落葉堆肥の活用	○
50		公共施設については緑化ガイドラインを設け、緑化を推進します	環 境 課	水と緑の基本計画策定	○
51		住宅のブロック塀の生け垣化やベランダの緑化、屋上緑化など敷地内の緑化推進を図ります。また、緑化ガイドブックの作成や補助制度の拡充に努めます	環 境 課	生け垣等造成補助	○
52		グリーンフェスティバルの拡充や、市民の記念植樹のための苗木配布等により、緑化意識の高揚を図ります	環 境 課	苗木配布(市役所駐車場、都市緑化月間等)	○
53	B2-3	ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化を推進します	環 境 課 清 掃 センター	啓発活動の実施 (ポイ捨て禁止看板設置)【14頁】 市内クリーン運動【14頁】	○
54		土地の所有者や使用者の協力を得て、空き地等の適正管理を進めます	環 境 課	空き地管理指導(苦情処理34件)	○
55		道路、公園、水路等の公共施設の計画的清掃に努めます	管 理 課 産 業 活 性 化 室 環 境 課	スクリーン清掃(昭和用水) 主要市道清掃	○
56		各駅周辺における駐輪場を整備し、不法駐輪対策を進めます	管 理 課	広報周知 警告看板設置 拝島駅南口地下自転車駐車場整備設計実施	○
57	B3-1	農地は、農産物を供給する場であり産業としての農業をめざして、農地保全のための施策に取り組みます	産 業 活 性 化 室	親子農業体験教室【15頁】 農ウォーク【15頁】	○

基本的 施 策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
58	B3-1	農地は、都市における貴重なみどりの空間となっており、その保全に努めます	産業活性化室 都 市 計 画 課	生産緑地追加指定 (1件、935㎡)	○
59		防災空間としての農地の役割を認識するとともに、体験型農園、教育の場としても、農地の保全と活用を図っていきます	指 導 室 産業活性化室	学校の体験型環境学習(共成小、福島中、多摩辺中)【35頁】 親子農業体験教室(親子米作り教室)【15頁】	○
60		農地保全のシステムづくりを進めるとともに、消費者と連携した営農が図れるよう支援に努めます	産業活性化室	朝市開催(田中町住宅自治会) 野菜市開催(東中神駅前商店街、昭島駅前商店街)	○
61	B3-2	農業用水路の適正な水質維持を図ります	環 境 課	スクリーン清掃(随時)	○
62		農業用水路の年間を通した通水や用水路沿いの自然散策路等、市民が親しめる水辺環境の保全に取り組みます	環 境 課 管 理 課	水辺の散歩道活用	○
63	B3-3	新鮮で安心できる農畜産物の売買を通して、消費者と農畜産物生産者が交流し信頼関係を築いていけるよう、農畜産物消費者交流施設の維持・拡充と交流のための企画の強化を図ります	産業活性化室	ふれっ旬、みどりっ子維持拡充	○
64	C1-1	道路沿道を中心に、大気、騒音モニタリング調査を継続的に実施し、必要に応じて関係機関に改善のための必要な要請を行います	環 境 課 都 市 計 画 課 管 理 課	大気調査【16頁】 自動車交通騒音調査【19頁】 光化学スモッグの周知【20頁】	○
65		水質、土壌、地下水のモニタリング調査を定期的の実施し、必要に応じて適切な指導を行います	環 境 課 水 道・工 務 課	公共用水域水質調査【21頁】 多摩川底生生物調査【22頁】 多摩川魚類調査【24頁】 湧水調査【25頁】 地下水揚水量調査【26頁】 工場排水調査【26頁】	○
66		国、東京都によるモニタリング調査に関する情報を収集し、必要な検討を加えます	環 境 課	国、東京都のモニタリング調査に関する情報の収集	○
67		生活排水に関する知識の啓発や必要な指導を行います	下 水 道 課	広報掲載(1回)	○
68	C1-2	庁用車の買い換えは原則として低公害車とし、市民及び事業者における低公害車の普及促進に努めます	契 約 管 財 課 環 境 課	天然ガス車、電気自動車購入 ディーゼル車規制の改正	○
69		ノーマイカーデーや時差出勤の奨励、マイカー通勤の自粛等により公共交通機関の利用促進に努めます	職 員 課	エコ通勤デー実施 (職員対象月2回)	○
70		交通渋滞による大気汚染や騒音の低減を図るため、特に渋滞の著しい国道16号(小荷田、松原地区)や多摩大橋北交差点の拡幅整備事業等、交通の流れを円滑にするための諸対策の促進や健康への影響把握等について、国や東京都に要請します	都 市 計 画 課 環 境 課	国道16号:部分供用開始 多摩大橋:旧橋の長寿命化工事完了	○
71		共同配送等の環境にやさしい輸送体制の導入を事業者には働きかけます	環 境 課	グリーン物流を検討(環境配慮事業者ネットワーク)	○
72		アイドリングストップをはじめとするエコドライブの普及啓発を推進します	環 境 課	エコ通勤デー事業 環境パネル展での啓発	○
73	C1-3	近隣における環境問題に関し、その円滑な解決を図り、必要に応じて関係者との協議や苦情処理及び事務所等への指導を行います	環 境 課	苦情処理【26頁】	○
74		大規模小売店舗の出店における周辺環境対策を推進します	都 市 計 画 課 地 域 開 発 課 産 業 振 興 課 環 境 課 管 理 課	住民説明会((株)マミーマート、(株)島忠)	○
75		住宅や工場の混在する地区における近隣の環境問題の防止に努めます	環 境 課	苦情処理【26頁】	○
76	C2-1	航空機騒音に関する定期的な測定と監視に努めます	基 地 渉 外 課 環 境 課	騒音測定【27頁】 騒音測定結果の掲載	○

基本的 施 策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
77	C2-2	飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限を関係機関に要請します	基 地 渉 外	飛行制限等の要請(市・市議会→国、都及び基地周辺市町連絡協議会→国・米軍)	○
78		住宅防音工事の対象範囲の拡大をはじめ、補助対象施設の拡大及び補助額の増額など基地周辺環境整備の充実に向け関係機関に要請します	基 地 渉 外 都 市 計 画 課	基地周辺環境整備の要請(市・市議会・都及び基地周辺市町連絡協議会→国)	○
79		学校、その他公共施設の防音・整備を行ない、市民生活の福祉の向上に努めます	教育・庶務課 基 地 渉 外	空調設備工事(光華小、成隣小)	○
80	C2-3	基地周辺自治体と緊密な連携を図り、航空機騒音対策をはじめ環境の保全や健康への影響把握等の諸要請を関係機関に行うなど広域的な取組を積極的に行います	基 地 渉 外	航空機騒音の軽減等基地に起因する諸要請(都及び基地周辺市町連絡協議会→関係機関)	○
81	C3-1	有害化学物質については毒性の評価が不十分なものが多く、それが住民に不安を与える要因になっていることから、関係機関との連携等により適切な情報が提供できるよう努めます	環 境 課	アスベスト対策【28頁】 PRTR法に基づく情報収集 東京都環境確保条例に基づく情報提供【28頁】 化学物質の適正管理【28頁】	○
82	C3-2	ダイオキシン類等の有害化学物質の定期的なモニタリング調査を実施し、その結果を公表します	環 境 課 清 掃 センター	燃料使用量調査【29頁】 ダイオキシン類調査【30頁】 「昭島市の環境」公表	○
83	C3-3	清掃センター焼却炉の適正な管理に努めます	清 掃 センター	焼却炉の適正管理	○
84		野焼きの規制を進めます	環 境 課	家庭や事業所の小型焼却炉の使用規制・野焼きの禁止【30頁】	○
85		家庭や事業所の小型焼却炉の使用規制を進めます	環 境 課	家庭や事業所の小型焼却炉の使用規制・野焼きの禁止【30頁】	○
86	D1-1	ごみ排出量の一層の削減に取り組みます	清 掃 センター	戸別収集に伴うごみ減量の推進【31頁】	○
87		分別収集を徹底し、ごみ分別の一層の細分化を進めます	清 掃 センター	戸別収集に伴うごみ減量の推進【31頁】 「ごみの収集カレンダー」配付	○
88		ごみ減量のための啓発を進めます	清 掃 センター ご み 対 策 課	リサイクル通信発行 マンスリーフリーマーケット開催	○
89		市民や事業者との協力により過剰包装の自粛や量り売り、ばら売り、詰め替え商品の普及に努めます	産業活性化室 生 活 コ ミ ュ ニ テ ィ 課 清 掃 センター	大型店、商工会への過剰包装の自粛、店頭回収の要請	○
90		公共施設や大規模集合住宅等における生ごみのコンポスト化を促進します。家庭で用いる生ごみ堆肥化容器の購入補助制度の拡充を図ります	清 掃 センター	電動式生ごみ処理機、コンポスト購入費助成制度	○
91		地域の廃棄物減量等推進員による啓発、指導を進めます	清 掃 センター	リサイクル展でごみ減量等推進 ごみ減量推進啓発活動の実施	○
92	D1-2	リサイクルを推進し、ごみの総資源化率の目標値を35%以上とします	清 掃 センター	第3次昭島市一般廃棄物処理基本計画の進行管理を実施	○
93		リサイクル施設を整備し、リサイクルの促進を図ります	ご み 対 策 課	環境コミュニケーションセンター開設	○
94		市民団体による資源回収活動の推進を図ります。このため、資源回収奨励金交付制度の拡充等に努めます	清 掃 センター	資源回収活動(99団体)	○

基本的 施 策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
95	D1-2	リサイクル通信の発行やリサイクル展の開催等による市民への啓発を進めます	清掃センター	リサイクル展 リサイクル通信発行	○
96		資源化物の店頭回収への協力を働きかけます	清掃センター	大型店、商工会へ店頭回収品目の拡大を要請	○
97	D1-3	グリーン購入を推進し、リサイクル商品の利用促進を図ります	契約管財課	グリーン購入の調達率の把握 【32頁】	○
98		エコマーク、グリーンマークの商品等、環境に配慮したリサイクル商品の普及・啓発を推進します	契約管財課 環 境 課	「グリーン購入指針」に基づくグリーン調達【32頁】	○
99		公共工事に用いる資材については、再利用品の活用及び再利用に努めます	建 設 課 建 築 課 下 水 道 課 水道・工務課 区 画 整 理 課	「ISO14001環境配慮事業チェックリスト」及び「昭島市建設コスト縮減に関する行動計画」に基づく再利用品の資材の活用	○
100		市民のリサイクル活動（フリーマーケット、不用品交換会等）を支援します	清掃センター 生 活 コ ミ ュ ニ テ ィ 課	フリーマーケット実施	○
101	D2-1	電気、ガスなどの省エネルギーに配慮した施策を実践します	環 境 課 契約管財課	環境マネジメントシステムに基づく活動、第二次地球温暖化対策実行計画策定【33頁】	○
102		省エネルギーに配慮したライフスタイルの普及に努めます	環 境 課	全戸配付のごみ収集カレンダーへの省エネ家計簿の掲載【32頁】	○
103		公共施設の冷暖房温度は、夏は28℃、冬は19℃を目安に設定します	契約管財課	第二次地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムに基づく活動【37頁】	○
104		自動車のアイドリングストップなど、エコドライブを励行します	環 境 課	指定作業所（駐車場）届出の際の指導 第二次地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムに基づく活動【37頁】	○
105		省エネ型の住宅の建設促進を進め、補助制度の拡充を要請します	都 市 計 画 課	5千㎡を超える新築建築物等の環境計画書の提出義務（都）	○
106	D2-2	公共施設での太陽光や太陽熱等の新しいエネルギーの導入に努めます	環 境 課	太陽光発電運用	○
107		太陽光発電や太陽熱利用及びバイオマスエネルギー等、新しいエネルギーの普及と導入の支援を進めます	環 境 課 都 市 計 画 課	新エネルギー機器等普及促進補助金 バイオディーゼル調査・研究	○
108		燃料電池等、クリーンで新しいエネルギーの開発状況をふまえ、その導入や普及に努めます	環 境 課	太陽光発電機器設置、住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金【32頁】	○
109	D3-1	地球温暖化対策の実施にともない省エネルギー等を推進し、自らの活動により排出される二酸化炭素等の削減に取り組みます	環 境 課	第二次地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムに基づく活動【37頁】 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金事業【32頁】	○
110		温室効果ガスの約89%を占める二酸化炭素の排出を削減するため、国の削減目標値（6%）をふまえた削減目標値を設定し、省エネルギー等によりこの達成に取り組みます	環 境 課	第二次地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムに基づく活動【37頁】	○
111	D3-2	フロン回収を継続的に実施し、フロンを適切に処理します	清掃センター	家電リサイクル法による対応	○
112	D3-3	地球温暖化対策の一環として、森林を守り増やす活動への広域的協力に努めます	環 境 課	奥多摩・昭島市民の森事業、岩泉町との森林保全協定【33頁】	○
113	D3-4	地球環境の保全に取り組むための身近な手引書や環境家計簿の作成に取り組みます	環 境 課	省エネファミリー登録制度【32頁】	○
114		イベントの開催等により地球環境の保全の意識の啓発に努めます	環 境 課	環境意識の啓発活動 環境パネル展【34頁】 環境緑花フェスティバル【34頁】	○

基本的 施策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
115	E1-1	市民参加で地域環境の学習のテキストを作成します	環 境 課	環境学習講座での資料作成	○
116		地域環境に関する親しみやすい視覚教材を作成します	環 境 課	風力・太陽光発電の教材設置 (富士見丘小) 緑のカーテン推進事業	○
117		植物への名札付けの定期的な実施や自然観察会等、環境に関する体験的な学習を推進します	環 境 課 指 導 室	水辺の楽校推進事業【12頁】 奥多摩・昭島市民の森事業【33頁】	○
118	E1-2	環境学習において、学校と地域の人材の交流を図ります。市民や教師の自主的な交流を支援し、学校における環境学習に地域の人材(教育活動支援者)を活用します	指 導 室	学校の体験型環境学習【35頁】 (学習指導支援者の活用)	○
119		学校と地域が連携して、自然体験や農業体験等のような校外学習における体験型環境学習の機会を創出します	指 導 室	学校の体験型環境学習【35頁】	○
120		ビオトープの創出等の地域における環境活動において学校と地域の連携による取組を支援します	指 導 室 環 境 課	ビオトープ (成隣小、拝島第二小、富士見丘小)	○
121	E1-3	環境学習を行う場づくりを進めます	環 境 課 社 会 教 育 課 公 民 館	環境学習【35頁】 (環境学習講座、フォローアップ講座) 昭島市民講座(公開講座)	○
122		自然観察施設をはじめとする体験型学習施設の設置に努めます	環 境 課 社 会 教 育 課	水辺の楽校 奥多摩昭島市民の森 環境コミュニケーションセンター・エコパークの設置	○
123		水とみどりなどの自然学習コースの整備を図ります	環 境 課	水辺の散歩道【11頁】	○
124	E1-4	節水、ごみの減量化とリサイクル、省エネルギーについての体験型学習の推進に努めます	清掃センター 水道・工務課 環 境 課 指 導 室	施設見学会(清掃センター、水道部)【11頁】 キッズISO(環境課)【36頁】 みんなで実行ISO(21校)	○
125	E2-1	地域の環境の実態についての情報を充実して定期的に提供します	環 境 課	「昭島市の環境」発行【37頁】	○
126		情報の提供とコミュニケーションのためのシステムづくりを進めます	環 境 課	環境配慮事業者ネットワーク推進【37頁】	○
127		地域の環境の現況や活動のための人材等に関する情報バンクの整備を進めます	環 境 課	環境コミュニケーションセンター整備計画	○
128	E2-2	環境に関する市民参加活動の中で、市民相互の連絡や市との連携のできる施設ともなる交流の場づくりを進めます	生 活 コ ミ ュ ニ テ イ 課 環 境 課	環境コミュニケーションセンター整備計画	○
129	E2-3	環境に関する市民参加活動を進める環境指導者の養成を図ります	環 境 課 公 民 館	環境学習講座によるリーダーの養成 市民大学の開催	○
130	E3-1	市民や市民団体(NPOを含む)及び事業者との連携・協力関係を育てます	生 活 コ ミ ュ ニ テ イ 課 環 境 課	環境配慮事業者ネットワーク推進【37頁】 NPO法人連絡会へ参加	○
131		市民や事業者の身近な参加機会を積極的に創出するよう努めます	生 活 コ ミュニ テイ 課 環 境 課	環境配慮事業者ネットワーク推進【37頁】	○
132		市民との協働による環境づくりを継続し、パートナーシップが形成されるよう努めます	生 活 コ ミュニ テイ 課 環 境 課 建 設 課	水辺の楽校推進事業【12頁】 アダプト登録団体との意見交換等	○
133	E3-2	公共施設での環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証取得を積極的に進めるとともに、事業者にも自主的に認証取得するよう理解を求めます	環 境 課 産 業 活 性 化 室 水 道 ・ 業 務 課	ISO14001環境マネジメントシステム【37頁】、EA21推進事業 環境配慮事業者ネットワーク推進【37頁】	○
134		環境行政を効果的に進めるため、環境保全施策の費用と効果の把握に努め、環境会計の導入に取り組みます	環 境 課 財 政 課	環境会計調査研究	○

(A) 基本目標 水と自然を大切にすま

5 事業実施報告

平成23年度に実施した主な事業の報告です。

施策の基本的方向 (1) 多摩川の自然を守る

◆ 基本的施策 : 河川敷の清掃・美化 (A 1 - 3)

事業名	多摩川クリーン作戦			
担当課	都市整備部	管理課	環境部	環境課

多摩川を大切にすま心と活動の輪を広げ、市民参加による河川敷の清掃や美化を進めるため、多摩川クリーン作戦として、一斉清掃を行いました。

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実 施 月 日	5月13日	4月20日	4月12日	4月11日	5月8日
参 加 人 員	2,750名	2,236名	2,694名	2,644名	2,465名
収集した廃棄物量	2,810kg	3,820kg	3,150kg	3,020kg	1,670kg

※雨天中止の場合も、予備日を設けて実施しています。

残堀川についても市民参加による「クリーンアップ作戦」を東京都と協力して、11月23日に実施しました。

施策の基本的方向 (2) 崖線、湧水、水辺を大切にすま

◆ 基本的施策 : 崖線の保全・湧水の保全・玉川上水の保全 (A 2 - 1)

事業名	保存樹木等補助			
担当課	環境部	環境課		

平成17年度からは、保存樹林を除く保存樹木の補助を廃止し、新たに保存樹木のせん定補助制度を導入しました。なお、年々緑地等が減少してきているなかで、崖線緑地の保全を図りながら、樹林地の公有化などについても、機会を捉え東京都などに要望しています。

年 度	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
保 存 樹 木	150本	134本	119本	117本	118本
せん定	15本	8本	15本	8本	10本
保 存 樹 林	8,447 m ²	6,886 m ²	6,758 m ²	4,751 m ²	4,515 m ²

事業名	雨水浸透施設設置費補助			
担当課	都市整備部	下水道課		

湧水等の保全を図るため、雨水浸透施設設置費補助を行い、雨水の地下への浸透を図りました。

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
補 助 件 数	4件(18基)	5件(15基)	11件(40基)	15件(45基)	5件(24基)

※ 雨水浸透施設の補助件数のうち () 書きは浸透ますの設置基数です。

(A) 基本目標 水と自然を大切にすまち

事業名	水辺の散歩道
担当課	都市整備部 管理課 環境部 環境課

昭和用水沿いに完成した「水辺の散歩道」は、市とアダプト制度で活動している市民などの協働により市内に残された水辺の自然環境を保全し、水辺や緑に親しめる憩いの場として利用されています。



水辺の散歩道

施策の基本的方向 (3) 地下水を守る

◆ 基本的施策 : 節水や水の再利用の推進 (A 3 - 2)

事業名	節水のための啓発活動
担当課	水道部 工務課

地下水100%の水道水を維持するために、施設見学会や水道週間等を通じ、節水普及啓発活動を行いました。

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施 設 見 学 会	22回	26回	33回	20回	14回
出 前 講 座	4回	3回	6回	6回	14回
広 報 掲 載	2回	----	----	----	----

事業名	雨水貯留槽設置助成
担当課	水道部 工務課

自然な水の循環を図るために、雨水を貯留し利用する貯留施設を設置する方に、設置に要する費用の助成を行いました。

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
雨 水 貯 留 槽	24件(32台)	36件(49台)	33件(38台)	13件(14台)	23件(26台)

※ 雨水貯留槽の補助件数のうち () 書きは設置台数です。

(A) 基本目標 水と自然を大切にするまち

◆ 基本的施策 : 地下水の涵養 (A 3 - 3)

事業名	透水性舗装実施事業
担当課	都市整備部 建設課

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市道、私道舗装	1,558㎡	2,631㎡	3,104㎡	2,563㎡	1,413㎡
駐車場舗装	-----	1,490㎡	4,421㎡	-----㎡	583㎡
バス停留場舗装	-----	-----	-----	-----	-----

施策の基本的方向 (4) 生き物とみどりを育む

◆ 基本的施策 : 生態学的な実態調査の実施 (A 4 - 1)

事業名	水辺の楽校推進事業
担当課	環境部 環境課

「あきしま水辺の楽校」エリアを利用し、あきしま水辺の楽校運営協議会（市民、市、国土交通省）が昭島警察署の協力を得て多摩川で水難救助訓練とカヌー教室を開催し、多摩川の自然などについても楽しく学びました。なお、市内小学校の総合的な学習の時間にも協力しています。

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
内 容	① 魚釣り入門 (子ども 16 名参加) このほか 田中小学校4年生の総合的な学習の時間を2回実施	① 魚捕り大会 (子ども 18 名参加) ② 魚釣り入門 (子ども 27 名参加) このほか 田中小学校4年生の総合的な学習の時間を2回実施	① 水難救助訓練とカヌー教室 (子ども 23 名参加) ② 魚釣り入門 (子ども 25 名参加) このほか 田中小学校4年生の総合的な学習の時間を2回実施



水難救助訓練とカヌー教室



楽しみながらも真剣に

(B) 基本目標 みどりとふれあう文化のまち

施策の基本的方向 (1) 歴史・文化資産を継承していく

◆ 基本的施策 : 歴史・文化資産を継承していく (B1-2)

事業名	市内文化財めぐりの開催
担当課	生涯学習部 社会教育課

郷土の文化に触れるため、市内にある社寺や指定文化財を徒歩で巡りました。



大日堂見学



下の川（龍津寺南側）見学

施策の基本的方向 (2) まちのみどりを守り育てる

◆ 基本的施策 : 緑化の推進 (B2-2)

事業名	花の応援事業
担当課	環境部 環境課

花植えボランティアや昭和中学校、清泉中学校、多摩辺中学校の協力を得て、春と秋の年2回、駅前花壇、市道植栽ますなどに季節の花を植え、まちを花で飾りました。

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
花 の 種 類	マリーゴールド ニチニチソウ ペゴニア パンジー ノースポール	マリーゴールド ニチニチソウ ペゴニア トレニア パンジー ノースポール キンギョソウ	マリーゴールド ニチニチソウ ペゴニア ペントス インパチェンス パンジー ノースポール キンギョソウ アリッサム	マリーゴールド ニチニチソウ ペゴニア ペントス パンジー ビオラ ノースポール キンギョソウ アリッサム	マリーゴールド ニチニチソウ ペゴニア ペントス ポーチュラカ パンジー ノースポール キンギョソウ アリッサム
株 数	22,000 株	22,400 株	23,420 株	23,200 株	24,000 株



あいぽっく前花壇で植栽



こころをひとつに

(B) 基本目標 みどりとふれあう文化のまち

◆ 基本的施策 : 環境の美化 (B 2 - 3)

事業名	啓発活動の実施
担当課	環境部 環境課

清潔で快適な地域環境をつくるため、路上での歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て禁止の徹底を図ることを目標に掲げ、たばこを吸う人も吸わない人も共に未成年者の喫煙を防止し、吸わない人にも理解される喫煙マナーの向上を呼びかけました。

喫煙マナーアップキャンペーン実施状況

実施日	実施場所	参加人数
11月13日(日)	昭島市民会館(産業まつり会場)及び周辺道路	19人

啓発看板等設置状況

設置物	設置数
路面シート	16枚
マナー看板	117枚



路面シート



喫煙マナーアップキャンペーン

事業名	市内クリーン運動
担当課	環境部 環境課

自治会、事業者をはじめ様々な団体、個人がボランティア清掃活動に取り組んでいるなかで、ごみのポイ捨てをしない美化意識の高揚を図る取組として、各自治会や事業者、団体の協力を得て5月29日～6月5日の期間で市内のクリーン運動を実施しました。平成22年度より東京都の統一美化キャンペーンに歩調を合わせる形で日程を設定しました。

市内クリーン運動実施状況

参加団体数	参加人数	収集されたごみの量
75団体 (別日程で実施の23団体含む)	2,749人	大袋:822袋 小袋:937袋

(B) 基本目標 みどりとふれあう文化のまち

施策の基本的方向 (3) 農地・用水を維持する

◆ 基本的施策 : 農地の保全と農産物の生産確保 (B3-1)

事業名	親子農業体験教室
担当課	市民部 産業活性化室

農地は、農産物を供給する場です。消費者と市民がふれあう都市農業を推進するために、農作業体験として親子米づくり教室等を実施しました。

事業名 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
親子農業体験教室	----	----	----	----	----
親子水田農業体験教室	20組の親子	19組の親子	21組の親子	23組の親子	21組の親子



親子米づくり教室

事業名	農ウォーク
担当課	市民部 産業活性化室

都市農業への理解を深めると共に地場産農畜産物をアピールし、消費者・市民とふれあう都市農業を推進するために「農ウォーク」を実施しました。野菜畑・果樹園・わさび田・花卉温室等を生産者と一緒に巡り、収穫体験や地場産農畜産物を使った昼食を味わいました。

事業名 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
農ウォーク	27人	30人	21人



農ウォーク

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

施策の基本的方向 (1) 生活環境を守る

◆ 基本的施策 : 定期的な大気、水質、騒音等のモニタリング調査の実施(C1-1)

事業名	大気調査 (※ 環境基準は66頁参照)
担当課	環境部 環境課

市内で交通量の多い国道16号線小荷田交差点での一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び窒素酸化物の定期的な大気モニタリング調査を行いました。

(1) 一酸化炭素 (CO)

・ 調査方法	大気中の一酸化炭素自動計測器を使用し、非分散赤外線吸収法により短期的評価で行いました。短期的評価とは、連続する 24 時間における 1 時間値の平均値と、各 1 時間値または 8 時間平均値とを環境基準に比較して、2 つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。
--------	---

【 5 月の調査結果 】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素 (CO) 濃度は 0.3 ppm から 0.9 ppm の範囲で変動し、常時監視測定局の測定結果と同程度の結果であり、期間を通してほぼ同程度の濃度で推移しました。

時間平均値の変動は、朝と夕方の通勤時間帯に緩やかなピークが見られました。

【 12 月の調査結果 】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素濃度 0.3 ppm から 1.1 ppm の範囲で変動し、常時監視測定局の測定結果と同程度の結果であり、期間を通してほぼ同程度の濃度で推移しました。時間平均値の変動は、朝と夕方の通勤時間帯に緩やかなピークが見られました。

一酸化炭素測定結果

(単位 : ppm)

月日	一酸化炭素(CO)				
	最小値	最大値	日平均値 (環境基準<10)	8時間平均最大値 (環境基準<20)	評価
5月17日(火)	0.3	0.6	0.4	0.5	○
5月18日(水)	0.3	0.8	0.4	0.5	○
5月19日(木)	0.3	0.9	0.5	0.6	○
5月20日(金)	0.3	0.8	0.5	0.6	○
5月21日(土)	0.3	0.8	0.5	0.6	○
5月22日(日)	0.3	0.6	0.4	0.5	○
5月23日(月)	0.3	0.7	0.5	0.5	○
12月7日(水)	0.3	1.0	0.6	0.8	○
12月8日(木)	0.4	1.0	0.7	0.8	○
12月9日(金)	0.4	0.8	0.5	0.6	○
12月10日(土)	0.3	0.7	0.5	0.6	○
12月11日(日)	0.3	0.8	0.5	0.5	○
12月12日(月)	0.3	1.1	0.6	0.6	○
12月13日(火)	0.3	1.1	0.6	0.8	○

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

・調査方法	β 線吸収法の測定装置を使用し、短期的評価で行いました。
-------	------------------------------------

【5月の調査結果】

環境基準を超えた日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、 $0.004\text{mg}/\text{m}^3$ から $0.056\text{mg}/\text{m}^3$ の範囲で変動し、5月17日(火)の13時から14時に期間最高値を記録しました。

【12月の調査結果】

環境基準を超えた日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、 $0.000\text{mg}/\text{m}^3$ から $0.075\text{mg}/\text{m}^3$ の範囲で変動し、12月8日(木)の15時から16時に期間最高値を記録しました。

浮遊粒子状物質測定結果 (単位: mg/m^3)

項目 月日	浮遊粒子状物質 (SPM)			
	最小値	日平均値 (環境基準<0.10)	1時間最大値 (環境基準<0.20)	評価
5月17日(火)	0.014	0.032	0.056	○
5月18日(水)	0.019	0.033	0.051	○
5月19日(木)	0.022	0.031	0.044	○
5月20日(金)	0.026	0.040	0.051	○
5月21日(土)	0.029	0.043	0.050	○
5月22日(日)	0.004	0.024	0.051	○
5月23日(月)	0.009	0.021	0.039	○

12月7日(水)	0.012	0.028	0.049	○
12月8日(木)	0.025	0.044	0.075	○
12月9日(金)	0.005	0.013	0.022	○
12月10日(土)	0.000	0.007	0.016	○
12月11日(日)	0.000	0.008	0.022	○
12月12日(月)	0.005	0.015	0.034	○
12月13日(火)	0.002	0.012	0.025	○

(3) 窒素酸化物 (NO_x)

・調査方法	化学発光法の測定装置を使用し、調査を行いました。二酸化窒素における環境基準の評価にあつては、本来採用すべき長期的評価(年間)が不可能なので、短期的評価で行いました。
-------	--

【5月の調査結果】

環境基準が定められている二酸化窒素についてみると、環境基準を超過した日はありませんでした。

時間平均値の変動は、一次物質である一酸化窒素濃度は朝の通勤時間帯に上昇し、二次生成物質である二酸化窒素濃度は緩やかに上昇する傾向がみられました。

【12月の調査結果】

環境基準が定められている二酸化窒素についてみると、環境基準を超過した日はありませんでした。

時間平均値の変動は、一酸化窒素濃度は朝夕の通勤時間帯に急激に上昇し、二酸化窒素濃度はあまり変動がみられませんでした。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

窒素酸化物測定結果

単位：(ppm)

月日	項目	一酸化窒素(NO)			二酸化窒素(NO ₂)			評価
		最小値	最大値	日平均値	最小値	最大値	日平均値 (環境基準<0.06)	
5月17日(火)		0.011	0.173	0.051	0.014	0.070	0.035	○
5月18日(水)		0.002	0.132	0.042	0.011	0.076	0.033	○
5月19日(木)		0.008	0.090	0.036	0.019	0.076	0.038	○
5月20日(金)		0.008	0.088	0.040	0.019	0.075	0.043	○
5月21日(土)		0.004	0.084	0.026	0.015	0.057	0.032	○
5月22日(日)		0.005	0.049	0.018	0.010	0.038	0.020	○
5月23日(月)		0.014	0.244	0.111	0.017	0.074	0.048	○

12月7日(水)		0.026	0.207	0.096	0.015	0.069	0.032	○
12月8日(木)		0.051	0.278	0.144	0.016	0.050	0.034	○
12月9日(金)		0.026	0.249	0.120	0.018	0.053	0.035	○
12月10日(土)		0.008	0.150	0.057	0.011	0.037	0.023	○
12月11日(日)		0.009	0.060	0.023	0.007	0.034	0.017	○
12月12日(月)		0.020	0.228	0.088	0.014	0.051	0.033	○
12月13日(火)		0.052	0.194	0.117	0.020	0.055	0.035	○

大気調査位置図



(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	自動車交通騒音調査（※ 要請限度は68頁参照）
担当課	環境部 環境課

自動車交通による騒音の状況を把握するため、騒音が顕著とみられる10地点で騒音測定を行いました。測定については、集音マイクを通して自動計測する機器によって24時間連続の3日間で行い、等価騒音レベルで算出しました。なお、調査期間中、昼（6時から22時）の時間区分では、要請限度を超えている地点はありませんでした。夜（22時から6時）の時間区分では、1地点で要請限度を超えていました。交通騒音調査結果については次のとおりです。

自動車交通騒音調査測定結果

（等価騒音レベル 単位:dB）

地点	道路名	所在地	測定期間	時間区分 別平均値 (昼)	時間区分 別平均値 (夜)	用途地域	車線数	要請限 度区域	要請限度 昼 : 夜
A	国道16号線	緑町5-19	H23.7.26～	66.2	67.2	準住居地域	3	b	75 : 70
B	国道16号線	緑町4-25	H23.7.29	71.9	70.9	準住居地域	5	b	75 : 70
C	国道16号線	田中町2-28	H23.11.22～	70.1	69.6	準住居地域	5	b	75 : 70
D	主要地方道29号線	田中町2-16	H23.11.25	67.2	63.9	第1種中高層 住居専用地域	2	a	75 : 70
E	都道162号線	昭和町3-6	H23.8.30～	68.2	66.3	第1種中高層 住居専用地域	2	a	75 : 70
F	市道17号線	朝日町4-23	H23.9.1	64.8	61.2	近隣商業地域	2	c	75 : 70
G	主要地方道59号線	福島町3-24	H24.3.6～	69.0	66.7	第1種中高層 住居専用地域	4	a	75 : 70
H	主要地方道29号線	福島町2-25	H24.3.9	70.6	67.7	準住居地域	4	b	75 : 70
I	主要地方道29号線	田中町1-29	H24.3.20～ H24.3.23	68.6	65.0	準住居地域	2	b	75 : 70
J	主要地方道59号線	中神町1237	H24.2.7～ H24.2.10	66.9	64.3	第1種中高層 住居専用地域	2	a	75 : 70

※ 要請限度とは、自動車騒音がこの限度を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請できる騒音限度を言います。（60頁「騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度」を参照。）

※ 等価騒音レベルとは、一定時間内の騒音の総エネルギーの時間平均値をレベルで表示するもので、単位はデシベル（dB）で表します。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

自動車交通騒音調査位置図



事業名	光化学スモッグの周知（※ 発令基準は70頁参照）
担当課	環境部 環境課

東京都が発令基準に従って光化学スモッグ注意報などを発令すると、昭島市は、光化学スモッグ緊急時連絡体制に基づき、市内117ヶ所に連絡を入れることにより、光化学スモッグ注意報などの掲示板を掲出するなどして、市民の皆さまにお知らせをしています。また、昭島市からの重要なお知らせとして、登録されている市民の皆さまの携帯電話にメール配信も行いました。

平成23年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、都内全域で9日、昭島市の属する多摩中部地域は3日でした。また、学校情報提供日数は12日でした。

なお、警報の発令及び昭島市内での被害届はありませんでした。

光化学スモッグ注意報発令日数

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
都内全域	17	19	7	20	9
多摩中部	11	11	4	12	3

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	公共用水域水質調査（※公共用水域水質調査結果は50頁参照、水質の説明は70頁参照）
担当課	環境部 環境課

河川の水質状況を把握するため、毎年水質調査を実施しています。平成23年度は、多摩川を6回、多摩川を除く公共用水域を2回調査しました。結果は次のとおりです。

なお、多摩川流域の2区17市では、多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、毎年2回合同調査を実施しているほか、関係機関に水質浄化対策を要請しています。

① 多摩川

生活環境項目で基準を超えていた地点と内容は、次のとおりです。

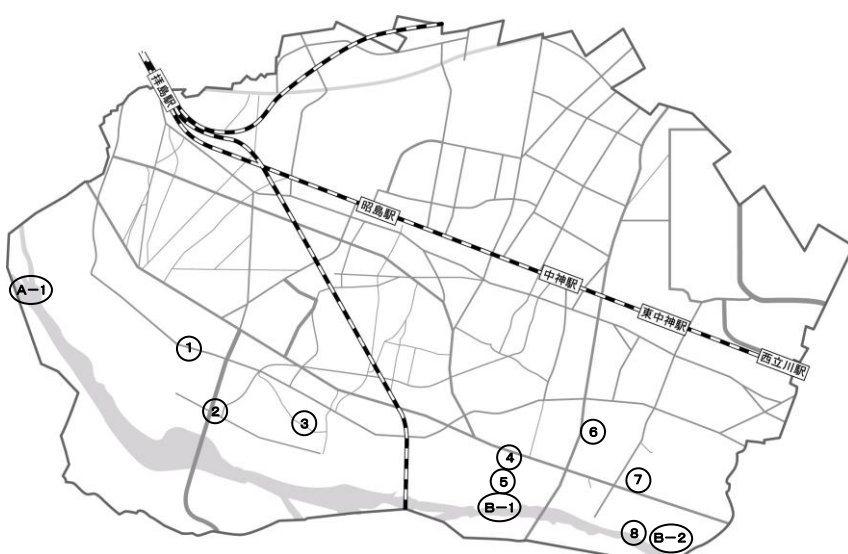
なお、健康項目では異常ありませんでした。

	大腸菌群数	浮遊物質質量
A-1 昭和用水引込口	—	1検体
B-1 多摩大橋下（上流）	—	1検体
B-2 立川境	3検体	2検体

② 多摩川を除く公共用水域

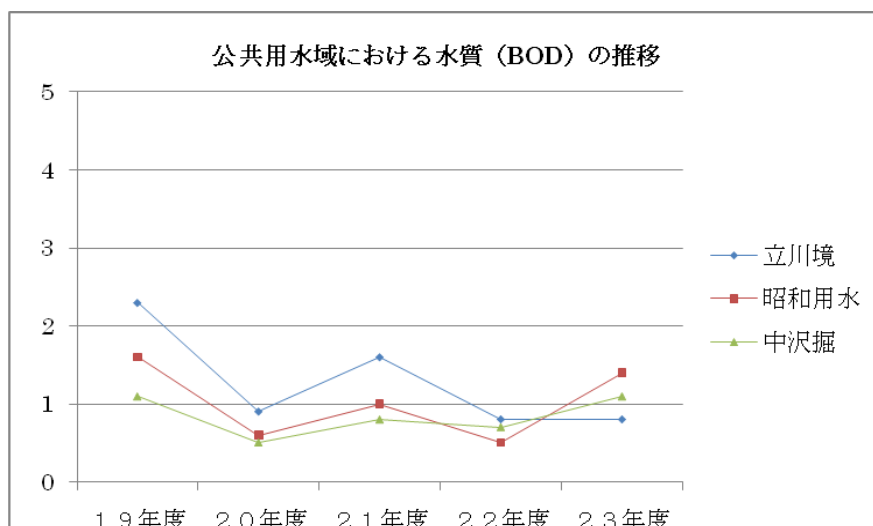
基準はありませんが、生物化学的酸素要求量（BOD）等で高い値を示した地点はありませんでした。

水質調査位置図



多摩川	A-1	昭和用水引込口
	B-1	多摩大橋下（上流）
	B-2	立川境
多摩川を除く公共用水域	1	玉川上水拝島分水路
	2	西部下水
	3	田中堀
	4	昭和用水
	5	多摩川上流排水樋管
	6	中沢堀
	7	中沢堀昭和用水合流
	8	野水堀排水樋管

公共用水域における水質（BOD）の推移



(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	多摩川底生生物調査 (※ 出現種分類学的調査結果等は56頁参照、多摩川底生生物の説明は72頁参照)
担当課	環境部 環境課

この調査は、多摩川に生息する底生生物を調べ、多摩川中流域の生物からみた水質の把握を実施し、河川環境の監視と今後の環境保全の基礎資料とするものです。

(1) 調査地点

多摩川 : 拝島橋上流
多摩川 : 多摩大橋付近

(2) 調査年月日

第1回 : 夏期調査(平成23年 7月14日)
第2回 : 冬期調査(平成24年 1月12日)

(3) 調査方法

河床に25cm×25cmのコドラート付きサーバーネットを設置し、コドラート内に生息する生物を採取します。採取した生物を10%中性ホルマリンにて固定保存したものを試料とします。

持ち帰った試料は、プランクトンネットに入れて水道水でホルマリンを洗い流した後、肉眼及び実体顕微鏡(10～40倍)により各生物種の同定を行い、種別に個体数を計数します。

(4) 地点別調査結果

① 拝島橋上流

調査地点は、秋川合流点下流部に位置する昭和用水堰直下であり、中州が多く幾つかの川筋に分かれています。採集は堰下流の早瀬で実施しました。調査結果は、次のとおりです。

夏期調査(平成23年 7月14日)

確認種数はカゲロウ(蜉蝣目)17種、カワゲラ(楮翅目)1種、トビケラ(毛翅目)8種、ハエ(双翅目)5種、コウチュウ(鞘翅目)4種、その他の生物3種、の計38種、391個体でありました。

多く確認された種は、トビイロコカゲロウであり、チャバネヒゲナガカワトビケラ、ヒラタドロムシでありました。

生物学的水質判定結果は、Beck-Tsuda法で貧腐水性水域(きれいな水域)、汚濁指数法では、β-中腐水性水域(わりあいきれいな水域)と判定されました。

冬期調査(平成24年 1月12日)

確認種数はカゲロウ(蜉蝣目)27種、カワゲラ(楮翅目)6種、トビケラ(毛翅目)16種、ハエ(双翅目)7種、コウチュウ(鞘翅目)3種、その他の生物5種、の計64種、657個体でありました。

多く確認された種は、エリユスリカ亜科の一種、フタバコカゲロウ、ウスバガガンボ属の一種でありました。

生物学的水質判定結果では、Beck-Tsuda法、汚濁指数法ともに、貧腐水性水域(きれいな水域)と判定されました。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

② 多摩大橋付近

調査地点は、多摩川上流水再生センターの放流口付近であり、採集は岩盤の上に礫が堆積して形成された早瀬で実施しました。調査結果は次のとおりです。

夏期調査（平成23年 7月14日）

確認種数はカゲロウ（蜉蝣目）11種、トビケラ（毛翅目）1種、ハエ（双翅目）2種、コウチュウ（鞘翅目）2種、その他の生物4種の計42種であり、確認個体数は408個体でありました。

多く確認された種は、ヒラタカゲロウ属の一種、ミツオミジカオフトバコカゲロウ、サホコカゲロウ、ヒラタドロムシでありました。

生物学的水質判定結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法ともに、 β -中腐水性水域（わりあいきれいな水域）と判定されました。

冬期調査（平成24年 1月12日）

確認種数はカゲロウ（蜉蝣目）18種、カワゲラ（積翅目）5種、トビケラ（毛翅目）7種、ハエ（双翅目）6種、コウチュウ（鞘翅目）2種、その他の生物4種の計42種、確認個体数は408個体でありました。

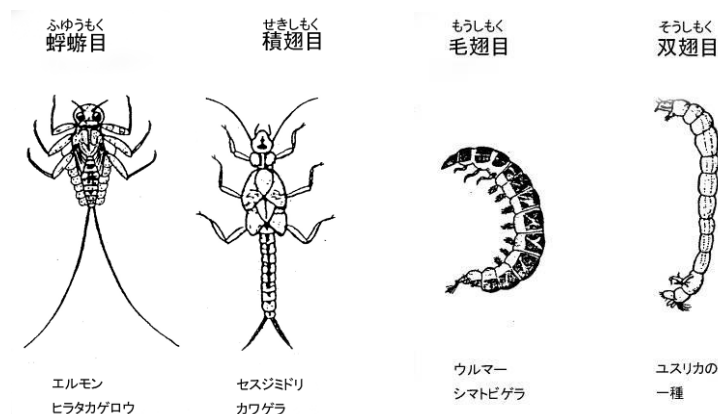
多く確認された種は、トビイロカゲロウ属の一種、エリュスリカ亜科の一種、モンユスリカ亜科の一種でありました。生物学的水質判定結果では、Beck-Tsuda法、汚濁指数法ともに、貧腐水性水域（きれいな水域）、と判定されました。

（5）まとめ

今年度の調査では、カゲロウ目35種、カワゲラ目8種、トビケラ目18種、ハエ目9種、コウチュウ目5種、その他動物9種の計84種が確認されました。調査地点別にみると、拝島橋上流で77種、多摩大橋付近で50種が確認され、両地点ともに多様な生物が生息している結果となりました。

生物学的水質判定結果をみると、両地点、両季節ともに2判定方法で β -中腐水性水域（わりあいきれいな水域）以上の結果となり、拝島橋上流、多摩大橋付近ともに大幅な水質悪化は認められず、多様な生物生息環境を維持していることが示唆されました。

なお、多摩大橋付近では、夏季の確認種数が少なく、2判定方法ともに冬季よりも水質が悪い結果が示されました。原因としては、一般的に底生動物は夏季よりも冬季に種数が増加することの他に、多摩川上流水再生センターの放流水の影響で、水質環境が安定していない等の可能性が考えられます。大幅な水質の悪化を示すものではありませんが、放流水の影響には今後も注意が必要です。



(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	多摩川魚類調査
担当課	環境部 環境課

この調査は、多摩川における魚類の生息実態を経年的に把握し、水質調査等と合わせて総合的に多摩川の水辺環境を把握するために行っているものです。

(1) 調査場所

拝島橋上流

多摩大橋付近

(2) 調査方法

調査地点において、投網を数回打って魚類を捕獲し、有害物質含有量の分析のため魚体を破碎し、その一部を分析しました。

(3) 調査年月日

平成23年10月13日

多摩川魚類有害物質含有量分析調査結果 (単位：mg/kg)

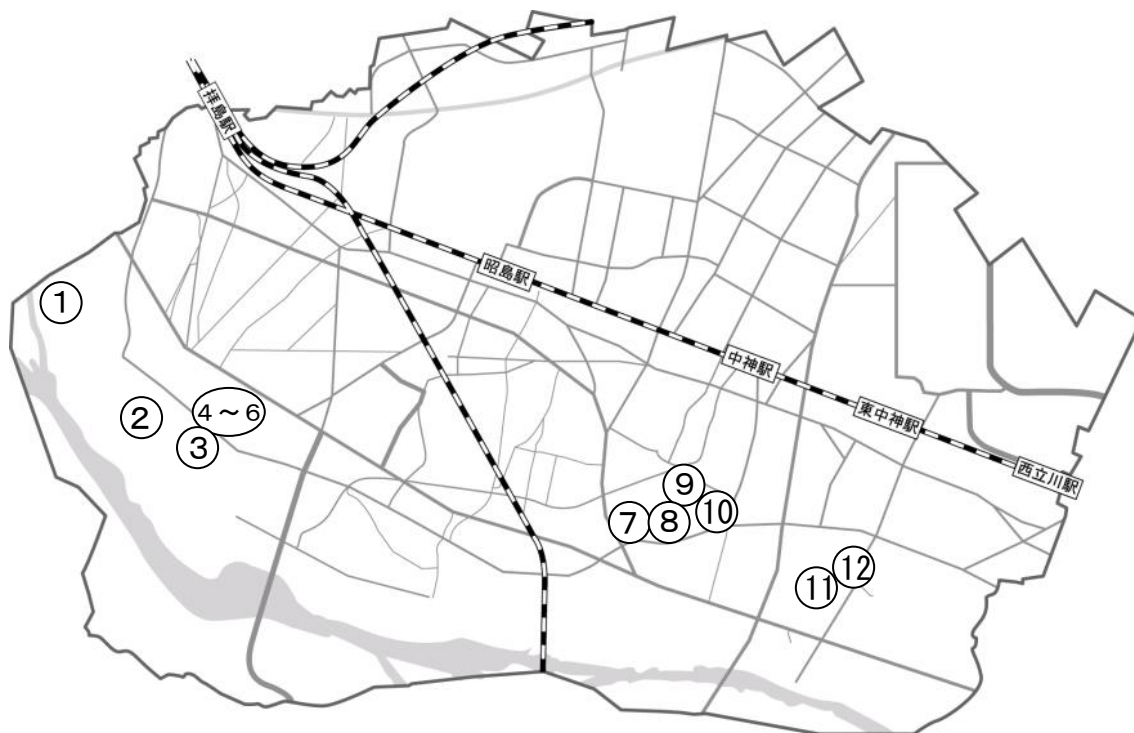
調査地点	分析項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
拝島橋上流	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	0.023	0.038	0.023
	PCB	0.02	0.03	<0.01
多摩大橋付近	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	0.020	0.027	0.027
	PCB	0.01	0.03	<0.01

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	湧水調査（※湧水量及び湧水水質分析調査は57頁参照、湧水の説明は73頁参照）
担当課	環境部 環境課

市内12ヶ所の湧水の状況を把握するため、年2回湧水量等の調査を行っています。そのうち、湧水量の多い3ヶ所(龍津寺・拝島大師・諏訪神社)について水質分析調査を行いました。

湧水量調査位置図



①	都営拝島団地下	⑦	諏訪神社
②	龍津寺	⑧	個人住宅
③	花井の井戸	⑨	熊野神社
④	拝島公園	⑩	福巖寺
⑤	おねいの井戸	⑪	広福寺
⑥	拝島大師	⑫	井戸出の清水

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	地下水揚水量調査（※調査結果は61頁参照、規制の説明は73頁参照）
担当課	環境部 環境課

揚水機の出力が300Wを超える施設の設置者は、揚水量を毎年報告することが義務づけられています。

平成23年度の市内の井戸からの総揚水量は、約14,515,000㎥であり、平成22年度との比較では、約278,000㎥減少しました。これは平成22年度に比べ平成23年度は多くの事業所で揚水量が減少したことによるものです。

事業名	工場排水調査
担当課	環境部 環境課

河川などへ排水している工場のうち、東京都環境確保条例で規制されている物質を使用する工場について、年4回排水調査を行っています。

平成23年度の項目別検体数は20検体あり、20検体すべてが基準に適合していました。

工場排水項目別適合率

区分 項目	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	検体数	適合数	(%) 適合率	検体数	適合数	(%) 適合率	検体数	適合数	(%) 適合率
水 温	4	4	100	4	4	100	4	4	100
水 素 イ オ ン 濃 度	4	4	100	4	4	100	4	4	100
生物化学的酸素要求量	4	4	100	4	4	100	4	4	100
浮 遊 物 質 量	4	4	100	4	4	100	4	4	100
ノルマルヘキサン抽出物質	4	4	100	4	4	100	4	4	100
亜 鉛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六 価 ク ロ ム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	20	20	100	20	20	100	20	20	100

◆ 基本的施策：近隣における環境問題への対応(C1-3)

事業名	苦情処理（※苦情処理件数は62頁参照）
担当課	環境部 環境課

申し立てられた苦情は、時間帯・場所のほか、近隣関係など主観的要素にも大きく左右される内容が多いため、評価が不安定であり、法律や条例の規則にもなじみにくいものが多く、各自治体も対応に苦慮しているのが現状です。平成23年度の苦情処理件数は、106件で平成22年度より59件減少しました。

苦情の内容も複雑になっており、初動対応で解決するものばかりでなく数回の交渉を重ねて行われ、翌年に繰り越すことも多くあります。

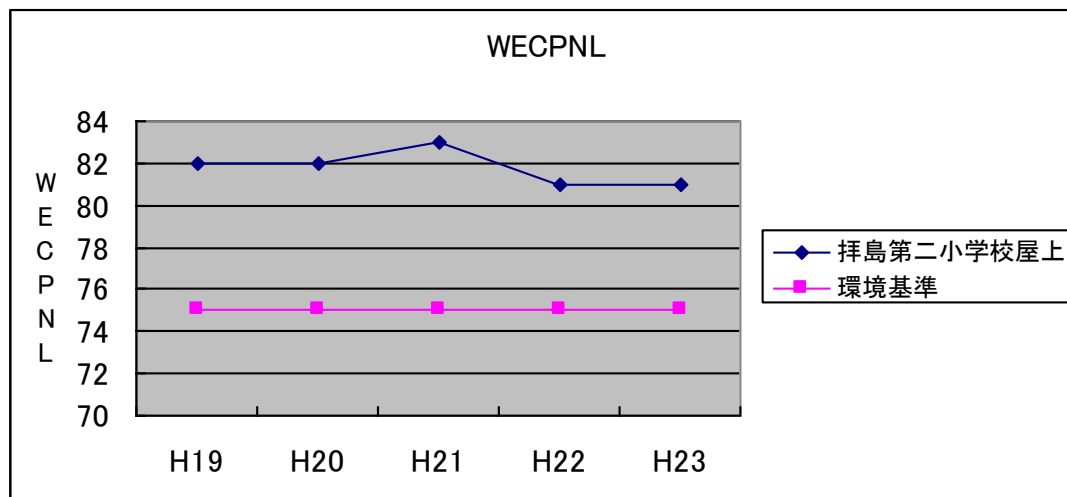
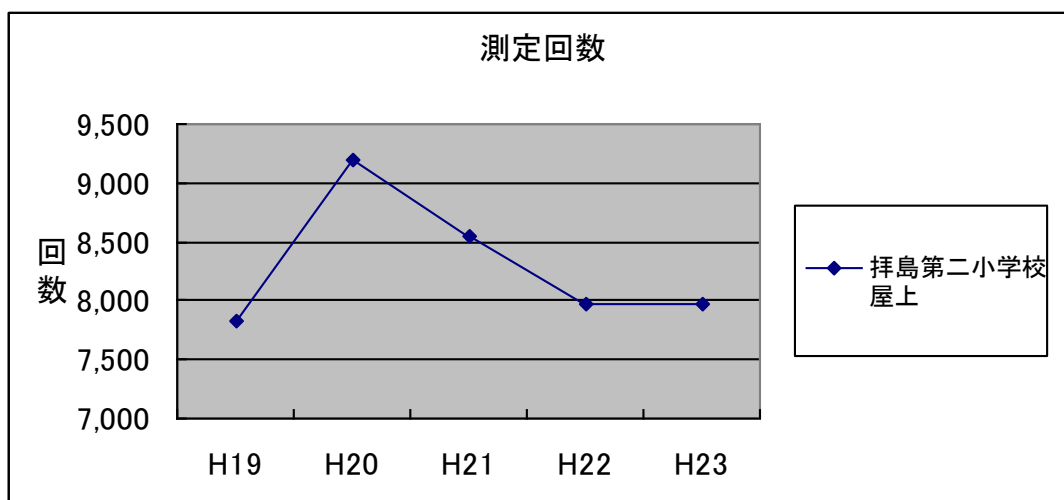
(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

施策の基本的方向 (2) 航空機騒音対策を推進する

◆ 基本的施策 : 測定、監視、調査体制の確保(C2-1)

事業名	航空機騒音測定
担当課	企画部 基地渉外担当 環境部 環境課

市域北側に位置する横田基地は、米空軍の極東における主要な輸送中継基地として、現在、大型輸送機を中心に、航空機の離着陸が昼夜の別なく行われています。本市は、この横田基地に隣接し、飛行コースの直下にあたるため、航空機の騒音によって市民生活やまちづくりにさまざまな影響を受けており、これらの実態を把握するため拝島第二小学校に測定局を設置し、年間を通じた騒音調査を実施しています。



※ WECPNL（加重等価継続感覚騒音レベル）とは、我が国の環境基準に採用された航空機騒音の指数であって、航空機の騒音レベルに加え、一日当りの観測された騒音回数を発生時間帯別（早朝、昼、夜、深夜）による重みづけを加味したものです。測定方法等については、75dB（A）以上の騒音が5秒以上継続したときに、発生年月日・時刻・騒音最高値・継続時間及び暗騒音を測定しています。また、詳細な測定データについては、「横田基地航空機騒音調査結果」で公表しています。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

施策の基本的方向 (3) 有害化学物質から健康を守る

◆ 基本的施策 : 適正な情報の収集と提供(C3-1)

事業名	アスベスト対策
担当課	環境部 環境課

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で、耐火性、耐熱性、防音性、電気絶縁性などの特性を有しており、安価な工業材料であることから、様々な用途に利用されてきました。

しかし、アスベストの繊維は、極めて細いため、浮遊しやすく吸入されやすい特徴があり、飛散したアスベスト繊維を長期間、大量に吸入することによる健康への影響が明らかになっております。また、アスベストの用途は3,000種類以上に上るといわれておりますが、その9割以上が建築資材の原料として使用されている実態にあります。

市では、大気汚染防止法及び東京都環境確保条例に基づき、吹付けアスベスト及びアスベスト保温材を使用している建築物の解体・改修工事などを行う場合には、事前の届出や、立川労働基準監督署及び東京都多摩環境事務所と市による立入り検査を通じて、アスベストの飛散防止の徹底を図りました。

なお、平成23年度において、届出のあった特定粉じん排出等作業実施届出書は6件でした。（昭島市届出4件、東京都多摩環境事務所届出2件）

事業名	化学物質の適正管理（※ 調査データは64頁参照、適正管理化学物質の説明は76頁参照）
担当課	環境部 環境課

平成13年度より適正管理化学物質(58種類)を年間100kg以上使用する事業所は、東京都環境確保条例に基づき届け出るようになりました。

また、国では、化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）で規定しています。この両制度の目的は、事業者が自ら化学物質の環境への排出量等を把握し、設備の改善や使用の合理化など排出量の削減に向けた自主的な取組を進めていくためのものです。平成23年度は、25の事業所から東京都環境確保条例に規定されている化学物質のうち、27種類の化学物質の届出がありました。

市内のVOC（アセトン、イソプロピルアルコールなどの揮発性有機化合物）の使用量は、約3,957トン、環境への排出量は約107トンでした。使用量に占める排出量の割合は約2.7%であり、そのほとんどは大気中に排出されています。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

◆ 基本的施策：モニタリング調査の実施(C3-2)

事業名	燃料使用量調査（※ 燃料用重油の硫黄分含有率の基準は78頁参照）
担当課	環境部 環境課

大気汚染の原因となる物質のひとつに、硫黄酸化物(SO_x)があります。燃料に含まれている硫黄分が燃焼に伴って変化したもので、ボイラーなどの固定発生源から多く排出されています。

市では、東京都環境確保条例に基づき、日最大300 L以上の重油を使用する工場及び指定作業場について、燃料の使用量及び硫黄分の調査を行っています。なお、平成23年度は、対象事業所が8事業所でありました。

燃料使用量調査結果

事業所	平成21年度	平成22年度		平成23年度	
	年間使用量(L)	年間使用量(L)	割合(%)	年間使用量(L)	割合(%)
1	1,272,900	廃止	——	——	——
2	1,620,000	1,691,000	104.4	1,728,000	106.7
3	112,080	137,460	122.6	104,590	93.3
4	22,386	26,006	116.2	30,265	135.2
5	74,000	120,000	162.2	104,000	140.5
6	1,456,477	1,452,912	99.8	1,327,986	91.2
7	134,416	142,126	105.7	118,807	88.4
8	252,000	276,800	109.8	384,100	152.4
9	987,800	1,285,900	130.2	1,466,833	148.5
合 計	5,932,059	5,132,204	86.5	5,264,581	88.7

※ 割合は、平成21年度の燃料使用量を100%とした比率です。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	ダイオキシン類調査（※ 環境基準は79頁参照）
担当課	環境部 環境課

市で実施したダイオキシン類大気環境調査の結果は、平成23年度においても全ての地点で、ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気環境基準「0.6 pg-TEQ/m³」に適合していました。

(1) 調査目的

昭島市内及び清掃センター周辺における大気環境中のダイオキシン類について、その実態を把握する。

(2) 調査内容

ダイオキシン類 調査対象物質	ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDDs)	9種
	ポリ塩化ジベンゾ - フラン (PCDFs)	11種
	コプラナ - ポリ塩化ビフェニル (Co-PCBs)	12種

※ 試料の採取及び分析方法：24時間連続大気採取、毒性等価係数はWHO-TEF(1998)を使用。

※ 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に準拠。

ダイオキシン類大気環境調査結果 (単位：pg-TEQ/m³)

調査地点名		5月 12～13日	11月 10～11日
①	滝山台見晴公園	0.019	0.042



◆ 基本的施策：ごみの適正処理(C3-3)

事業名	家庭や事業所の小型焼却炉の使用規制・野焼きの禁止
担当課	環境部 環境課

平成13年4月から新たに東京都環境確保条例が施行されました。これにより、家庭や事業所での廃棄物の焼却（野外焼却一般、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却等）が禁止されました。

市では、市民などからの通報や公害パトロールにおいて、条例に違反する焼却を行っていることを発見した場合は指導を行っています。平成23年度においては、13件の焼却の指導を行いました。

(D) 基本目標 地球にかかる負担の少ないまち

施策の基本的方向 (1) ごみを減らしリサイクルを推進する

◆ 基本的施策 : ごみの減量化の推進 (D 1-1)

事業名	戸別収集に伴うごみ減量の推進
担当課	環境部 ごみ対策課

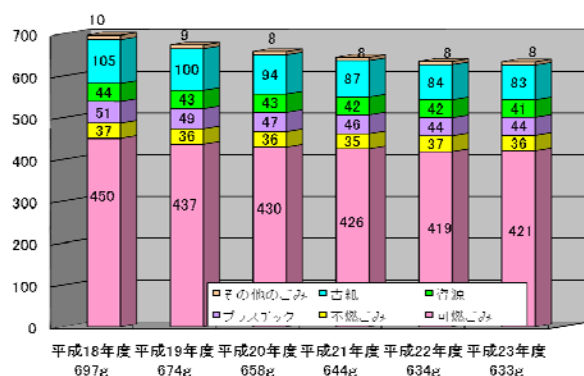
ごみの減量と分別の徹底による3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、平成16年10月から、市内全域での戸別収集（集合住宅を除く）を開始しました。

戸別収集実施以降、平成17年度は一時的にごみ量が増加しましたが平成18年度以降は減少しています。

平成23年度の収集ごみ量を平成18年度と比較すると、一人一日あたり64g、9.2%の減量となっています。市民の皆様の分別・減量意識が向上したことがわかります。

1日1人当たりのごみ量比較 (単位:g)

		収 集 ご み 量					
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
有料ごみ	可燃ごみ	450	437	430	426	419	421
	不燃ごみ	37	36	36	35	37	36
	小 計	487	473	466	461	456	457
	プラスチック	51	49	47	46	44	44
	合 計	538	522	513	507	500	500
資源・古紙	資源	44	43	43	42	42	41
	古紙	105	100	94	87	84	83
	合 計	149	143	137	129	126	124
その他のごみ		10	9	8	8	8	8
総 合 計		697	674	658	644	634	633
人口(各年 10 月 1 日)		112,385	113,014	112,754	113,227	113,697	113,672



戸別収集の様子

◆ 基本的施策 : リサイクルの推進 (D 1-2)

事業名	リサイクルの推進
担当課	環境部 清掃センター

平成23年度のリサイクル率（総資源化率）は37.1%となりました。引き続き市民・事業者・市で3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、リサイクル率（総資源化率）の向上にご協力ください。

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総資源化率	36.5%	35.7%	36.5%	37.1%	37.1%

(D) 基本目標 地球にかかる負担の少ないまち

◆ 基本的施策 : リサイクル商品等の利用促進 (D 1 - 3)

事業名	リサイクル商品等の利用促進
担当課	総務部 契約管財課

市が率先して環境物品等を調達し、グリーン購入をより一層推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、「昭島市グリーン購入指針」を定めグリーン購入を推進しています。

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
調 達 率	94.6%	94.3%	91.7%	92.4%	94.3%

施策の基本的方向 (2) 新しいエネルギーを導入する

◆ 基本的施策 : 省エネルギーの推進 (D 2 - 1)

事業名	省エネルギーに配慮したライフスタイルの普及
担当課	環境部 環境課

地球温暖化の原因となる二酸化炭素やごみの排出量を少なくするライフスタイルに心がけ、併せて家計費の節約への励みとするための『省エネ家計簿』を、各家庭に配付している『資源・ごみの収集カレンダー』に綴じ込みました。また、この家計簿を使用して市に報告する「あきしま省エネファミリー登録制度」を平成17年度からスタートし、平成23年度までに延べ243ファミリーが登録しました。



あきしま省エネファミリー認定証

事業名	クリーンエネルギーの普及
担当課	環境部 ごみ対策課 学校教育部 庶務課 環境部 環境課

【環境部 ごみ対策課、学校教育部 庶務課】

平成22年度に策定された第五次昭島市総合基本計画では、平成32年度までに市施設に太陽光発電を200kW導入する目標を定め、平成23年度には、環境コミュニケーションセンターと武蔵野小学校に導入しました。



【環境部 環境課】

平成21年度から新エネルギー機器等の普及促進を目的として、市内居住住宅に新エネルギー機器等を設置した市民を対象に「昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金制度」を始めました。

平成23年度補助金交付実績

補助対象機器	補助金交付件数	補助金額
太陽光発電	57	2万円 (1キロワットあたり) 上限10万円
太陽熱ソーラーシステム	1	5万円
太陽熱温水器	0	2万5千円
エネファーム	2	10万円
エコキュート	51	3万円
エコウィル	28	3万円
エコジョーズ	62	1万5千円
合計	201	

(D) 基本目標 地球にかかる負担の少ないまち

施策の基本的方向 (3) 地球環境の保全に取り組む

◆ 基本的施策 : 温室効果ガスの排出削減 (D 3 - 1)

事業名	温室効果ガス削減 (※ 地球温暖化対策実行計画は48頁、結果は49頁参照)
担当課	環境部 環境課

平成19年度から24年度までを計画期間とする、第二次昭島市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に努めました。前計画では平成12年度を基準年とし、平成18年度までに温室効果ガスの排出量を5%以上削減することを目標とした結果5.2%減少し、目標を達成することができました。

なお、第二次昭島市地球温暖化対策実行計画についての削減目標は、次のとおりです。

温室効果ガスの総排出量の削減目標

平成16年度 (基準年)	平成24年度 (目標年)	削減目標
12,424,093kg-CO ₂	11,678,647kg-CO ₂	6%以上の削減

※ 温室効果ガスの排出量は、電気や都市ガスなどの使用量や自動車走行距離に基づく活動量に排出係数を乗じて算出しています。

◆ 基本的施策 : 森林を守り増やす活動への広域的協力 (D 3 - 3)

事業名	奥多摩・昭島市民の森事業
担当課	環境部 環境課

平成16年9月26日に市民が植樹した「奥多摩・昭島市民の森」の木々を守り育て、森林に親しむ事業として、森林教室を実施しました。



第1回 森林教室 (下草刈り・工作)



第2回 環境工作教室 (ネイチャーゲーム・工作)

事業名	昭島市と岩泉町との森林保全のための連携に関する協定
担当課	環境部 環境課

平成23年12月20日に、岩手県岩泉町と森林保全協定を締結しました。この協定は、昭島市と岩泉町の置かれている地域特性を生かしながら、環境の分野において相互に協力し、森林保全による二酸化炭素吸収量の増加及び放出の抑制、並びに環境保全に関する理解を深め行動できる人材の育成を図ることにより、環境に配慮した地域発展に寄与することを目的としています。



(D) 基本目標 地球にかかる負担の少ないまち

◆ 基本的施策 : 地球環境の保全に関する実践活動の普及 (D 3 - 4)

事業名	環境意識の啓発活動
担当課	環境部 環境課

イベント等の機会を通じて地球環境の保全意識の啓発に努めました。

懸 垂 幕 掲 出	懸垂幕「6月は環境月間です」を市庁舎懸垂幕塔に掲出しました。
環 境 パネルの 展 示 等	環境保全啓発のパネルの展示や、地域活動団体の報告等を市庁舎1階ロビーで行いました。(平成23年6月6日から10日まで)



環境パネル展での展示

事業名	グリーンカーテン講習会
担当課	環境部 環境課

東日本大震災の影響により、平成23年度の環境緑花フェスティバルは中止になりました。しかし、計画停電の影響等で省エネに関する関心が非常に高まったため、グリーンカーテン講習会は予定どおり平成23年4月30日に開催することしました。予約は受け付け開始から2日で埋まり、当日は定員いっぱいの30人の参加がありました。



グリーンカーテン講習会

(E) 基本目標 環境を学びみんなで取り組むまち

施策の基本的方向 (1) 環境学習を推進する

◆ 基本的施策 : 学校と地域の連携の強化 (E 1 - 2)

事業名	学校の体験型環境学習
担当課	学校教育部 指導室

自然環境に対する理解を深めるため、地域等の農業生産者の協力を得て、校外学習や移動教室において、農業体験を行いました。

教室	学 校
米 作 り 教 室	共成小学校、福島中学校
移 動 教 室	多摩辺中学校



多摩辺中学校の移動教室
(長野県小川村)

◆ 基本的施策 : 体験型学習機会の拡充 (E 1 - 3)

事業名	環境学習
担当課	環境部 環境課

身近なところから環境を学び、環境に負荷をかけない日常生活を実践してもらうため、環境学習講座を開催しました。企画・運営は、東京都環境学習リーダー及び環境学習講座修了生の協力を得て行いました。

環境学習講座 夏休み子ども環境学習講座

回	開催日	テーマ・内容	参加者数
1	7月17日(日)	奥多摩昭島市民の森・森林教室	32名
2	7月31日(日)	小菅村源流体験(天候不順により中止)	
3	8月5日(金)	水力発電施設見学	
4	8月21日(日)	地球温暖化について考えよう	

環境学習講座 秋の講座「見つめてみよう!身近な環境」

回	開催日	テーマ・内容	参加者数
1	10月15日(土)	水の恩恵を考えてみよう	19名
2	10月22日(土)	樹木に名札を付けよう	
3	10月28日(金)	ごみの減量とリサイクルについて学ぼう	
4	11月6日(日)	家庭での省エネ対策	

(E) 基本目標 環境を学びみんなで取り組むまち

環境学習講座

開催日	内 容	参加者数
3月13日（火）	写真で撮ろう“あきしま”の環境	12名



秋の講座第3回
「ごみの減量とリサイクルについて学ぼう」



環境学習講座
「写真で撮ろう“あきしま”の環境」

◆ 基本的施策 ： 循環型社会を担う消費者としての学習の推進（E1-4）

事業名	キッズISO
担当課	環境部 環境課

児童の環境教育・国際理解等の総合教育のため、小学校5・6年生を対象にキッズISOを実施しました。平成23年度においては、次のとおり4校が入門編、1校が初級編に取り組みました。

実施プログラム	実施校	学年	児童数	内 容
入 門 編	中 神 小 学 校	5年生	72人	地球温暖化等の環境問題に取り組むために、 省エネやリサイクルの方法を学ぶプログラム。 ☆ 入門編は2週間 ☆ 初級編は2ヶ月間
	光 華 小 学 校	5年生	83人	
	成 隣 小 学 校	5年生	56人	
	拝 島 第 四 小 学 校	5年生	39人	
初 級 編	中 神 小 学 校	6年生	69人	

事業名	みんなで実行ISO
担当課	学校教育部 指導室

市内各小・中学校全校にて、「電気を大切に使う」・「水を大切に使う」・「ごみを減らす」の3項目を目標として、児童・生徒の環境に対する保全や美化の意識を高めています。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
みんなで実行ISO	小・中学校21校	小・中学校21校	小・中学校21校	小・中学校21校	小・中学校21校

(E) 基本目標 環境を学びみんなで取り組むまち

施策の基本的方向 (2) 環境を大切に活動を進める

◆ 基本的施策 : 環境情報の提供 (E 2 - 1)

事業名	「昭島市の環境」の作成
担当課	環境部 環境課

市の環境の実態を掲載した「昭島市の環境」を作成しました。平成12年版以降は、市のホームページにも掲載しています。

施策の基本的方向 (3) 協力と責任のある推進体制を確立する

◆ 基本的施策 : パートナーシップの構築 (E 3 - 1)

事業名	環境配慮事業者ネットワーク
担当課	環境部 環境課

昭島市環境配慮事業者ネットワークは、環境負荷低減に向けた取組について情報を交換し、各事業者の更なる環境配慮の取組の向上を目指すとともに、事業者の立場から地域社会の持続的な発展に資することを目的に活動しています。5月13日実施の総会のほか、年4回の会議、工場見学、産業まつり等への参加、改正水濁法勉強会を実施しました。平成24年3月末現在で、昭島市も含め43事業者が加入しています。



総会



改正水濁法勉強会

◆ 基本的施策 : 環境マネジメントシステムの導入推進 (E 3 - 2)

事業名	ISO14001環境マネジメントシステム推進事業
担当課	環境部 環境課 水道部 業務課

市役所本庁舎と水道部を対象として、環境マネジメントシステムに基づく環境負荷低減のための活動を推進しました。環境マネジメントシステムを推進するための方向性を示す「昭島市環境方針」は、市役所本庁舎や市の各施設で配布するとともに、ホームページでも公表しています。

※ ISOとは、「国際標準化機構」という意味です。国際的な非政府機関で、全世界の規格を標準化することを目的に活動しています。

ISO14001とは、環境への負荷を減らすための仕組み（環境マネジメントシステム）の規格で、環境ISOともいわれています。

事務事業に伴って生じる環境への負荷を、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Act）を行いながら、継続的に改善を図ります。

(E) 基本目標 環境を学びみんなで取り組むまち

(1) 適用範囲

市役所本庁舎及び水道部（東部配水場含む）

(2) 主な取組内容

日常事務活動の取組内容

分野名	具体的な取組内容(抜粋)
電力消費削減	・冷暖房は、夏の冷房時28℃・冬の暖房時19℃に設定する。 ・午後5時25分に事務室と事務室に面する廊下の照明を一斉消灯し、再点灯は必要最小範囲にとどめる。
庁用車燃料消費削減	・公共交通や自転車利用により、庁用車利用を抑制する。 ・新規購入時には、国土交通省の低排出ガス車認定制度により、認定された低排出ガス車の導入を図る。
紙使用削減	・両面印刷(コピー)を徹底し、必要に応じ縮小機能を活用する。 ・庁内資料等は、使用済み用紙の裏面を活用する。
水道使用削減	・水道配管からの漏水を点検する。 ・トイレの洗浄水、グリーンテラスの灌水への雨水利用を維持する。
廃棄物量削減	・各課配置の4段型リサイクルボックスで、紙ごみの分別を徹底する。 ・備品購入の前に、修理等により再利用可能か、製品の共同利用やレンタルが可能か検討する。
グリーン購入	・「昭島市グリーン購入指針」に基づき、環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入する。

※ グリーン購入については、市役所出先機関もすべて含む。

(3) 日常事務活動の目標と実績

(市役所本庁舎)

分野名	目標(H16→H23)	実績	達成状況
電力消費削減	使用量を2%以上削減する	-10.8%	○
庁用車燃料消費削減	燃料消費量を2%以上削減する(CO2換算)	+11.0%	×
紙使用削減	使用量の増加を10%以内に抑制する	-8.2%	○
水道使用削減	使用量を2%以上削減する	-31.3%	○
廃棄物量削減	排出量を5%以上削減する	-14.5%	○
グリーン購入	特定調達品目の調達率を92.5%以上にする	94.3%	○

※ グリーン購入については、市役所出先機関もすべて含む。

(水道部)

分野名	目標(H16→H23)	実績	達成状況
電力消費削減	事務棟の使用量を平成21年度と同水準に維持	-12.1%	○
庁用車燃料消費削減	燃料消費量を5%以上削減する(CO2換算)	-41.6%	○
紙使用削減	平成16年度と同水準を維持する	-30.2%	○
水道使用削減	平成21年度と同水準を維持する	-6.6%	×
廃棄物量削減	平成16年度と同水準を維持する	-48.8%	○

(4) 取組

実施日	内 容
4月	平成23年度環境影響調査に基づき、著しい環境側面を抽出
6月1日	昭島市環境マネジメントシステムマニュアル改訂第15版
7月26日 7月27日	審査機関による定期審査受審



外部審査の様子

昭島市環境方針

1 基本理念

昭島市は、多摩川や地下水に象徴される豊かな自然の恵みを受けています。一方、私たちの社会活動による自然環境への負荷が、今日深刻な問題となっています。

こうした環境問題に積極的に取り組むため、「美しい水とみどりを将来の世代に」を望ましい環境像とし、人と自然が共生して、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指します。

その具体的な足がかりとして、昭島市は、ISO14001（環境マネジメントシステム）を市政運営の基本的なしくみに位置付け、事務事業における環境への配慮を進め、全職員が一体となって環境保全等に取り組んでいきます。

そのため、基本方針を次のとおり定めます。

2 基本方針

(1) 水と自然を大切にします

地下水100%の水道水を維持し、自然環境を大切にします。

(2) みどりとのふれあいを大切にします

みどりを守り育て、まちをきれいにします。

(3) 健康な暮らしを守ります

環境汚染の防止に努め、生活環境を保全します。

(4) 地球にかかる負担を低減します

省エネルギーや省資源・リサイクルを推進し、地球温暖化対策に取り組むとともに、ごみの減量を徹底します。

(5) 環境を学びみんなで取り組みます

市民や事業者とともに、環境を大切にする活動を推進します。

以上の取組については、環境保全に関する法令や約束を守り、環境目的・目標を定め、環境マネジメントシステムの定期的な見直しにより、継続的な改善を進めます。

平成14年11月1日

昭島市長 北川 穰 一

第2章 昭島市水と緑の基本計画

第2章 水と緑の基本計画

1 計画策定の背景と目的

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するために策定する計画です。

昭島市では、平成10年3月に策定した「昭島市みどりの基本計画」（以下、旧計画という。）に基づき、平成22年を目標年次として緑に関するさまざまな施策を推進してきました。

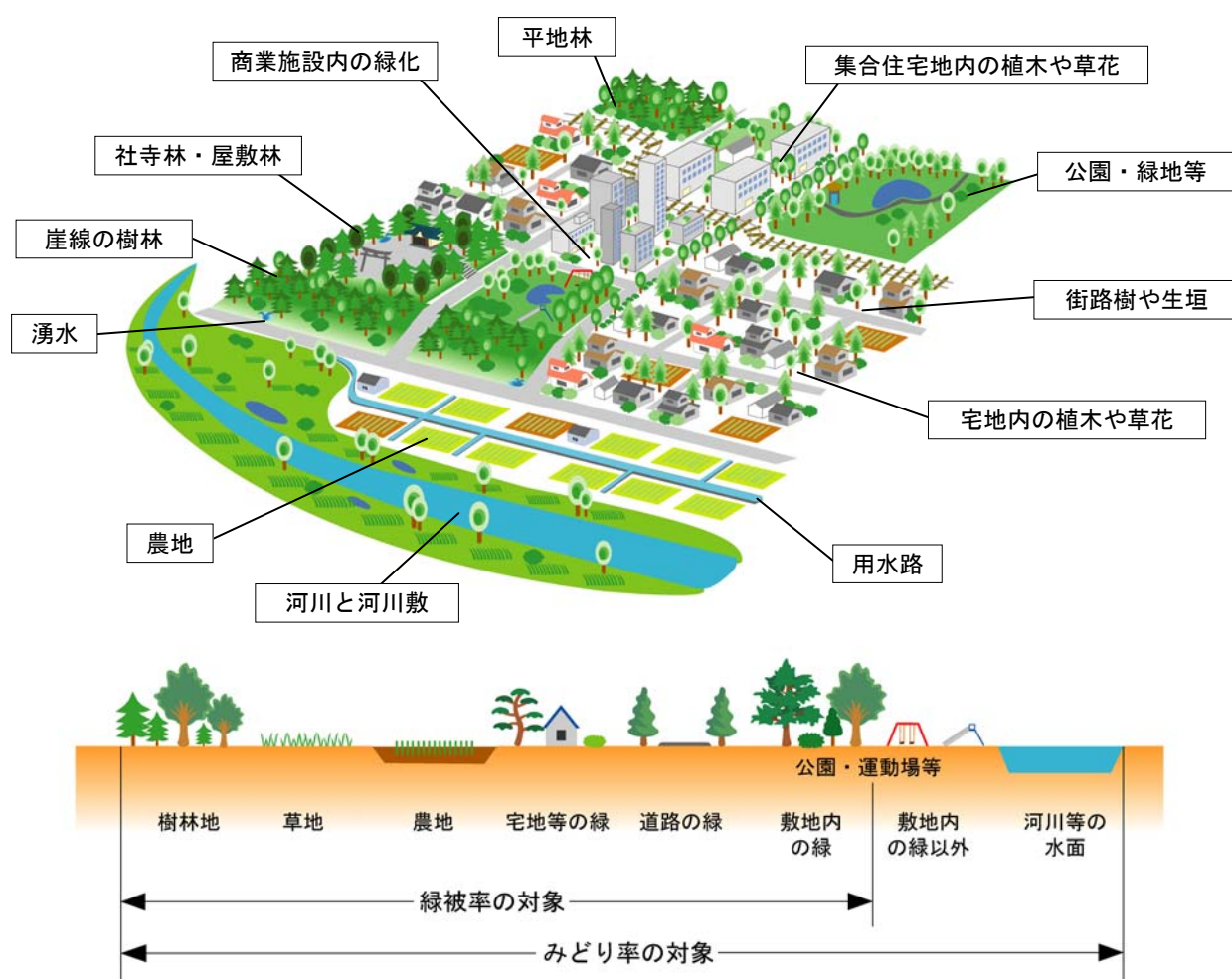
そのような取り組みに加え、社会情勢、環境意識等の変化にも対応する必要があること、さらには、緑と密接な関係がある河川や湧水等の「水」についても一体的に保全していく必要性が高まっていることなどから、平成23年度以降の水と緑に関する基本方針を改めて示す「昭島市水と緑の基本計画」（以下、本計画という。）を策定することになりました。

2 計画の期間

計画の期間は、平成23年度から、環境基本計画の目標年度である平成33年度までの11年間とします。

3 計画の対象と分類

計画では、昭島市全域における公園や樹林地の緑、河川や湧水をはじめとする、以下のようなさまざまな「水」と「緑」を対象としています。緑で覆われている面積を把握するための指標としては、旧計画で使用されていた「緑被率」の把握は、必要性が高いものですが、今後の計画では水と緑を一体的に捉えていくためにも「みどり率」を基本として現況把握していきます。



第2章 水と緑の基本計画

4 計画の目標

◆計画の枠組み

【計画対象区域】

計画対象区域
昭島市の全域（1,733ha）

【計画対象区域内人口の見通し】

年 次	現況（平成23年）	目標年次（平成33年）
人 口	113,510人	約115,000人※

※目標年次の人口は、第五次昭島市総合基本計画策定における人口推計資料による。

◆目標値の設定

本計画では、「水と緑の将来像」の実現に向けて次のように3つの計画の目標値を設定しました。

【市内全域のみどり率】

計画の目標として、市内全域において「みどり」の量の確保を目指すことを第一とします。農業従事者の減少などによって、農地などの「みどり」の減少は避けられない状況ですが、新規公園整備、街路樹の増加、校庭の芝生化、公共施設や民有地の緑化の推進等により、水と緑の将来像で位置づけているゾーン全体における「みどり」の量を維持することを目標とします。

	現況値（平成23年）	目標値（平成33年）
市内全域のみどり率	43.8 %※	現在の水準を維持

※現況値としてのみどり率は、東京都が平成15年に調査した結果を基にして昭島市が算出したもの。

【崖線の公有化面積】

「水と緑の主軸」の一つとしている立川崖線は、市域に残された貴重な緑であるものの、民有地が大部分を占めていることもあり、消失の可能性が高い場所でもあります。このような状況にある崖線緑地を将来にわたって確実に保全していくため、公有化面積を拡大することを目標とします。また、公有化による量的な確保とともに、生物多様性や景観にも配慮し、質の維持・向上を目指します。

崖線の公有化面積	11,683 m ²	15,000 m ²
----------	-----------------------	-----------------------

【水と緑に関わる活動への参加率】

本計画では「人」と「人」の関わりの中で水や緑を保全・創出していくことを重視しているため、市民や事業者との協働がより進むことを目指し、水と緑に関わる活動に参加する市民の割合を向上させることを目標とします。目標の達成に向けては、気軽に参加できる機会を市民や事業者に向けて提供するとともに、アダプト団体など、市民の自主的な活動がさらに活性化するように支援していきます。

水と緑に関わる活動への参加率	37 % ※	50 %
----------------	--------	------

※平成22年に実施した水と緑に関する市民意識アンケート調査において、「今までの市民活動への参加」に対して、「特にない」とだけ回答した方と無効回答、無回答を除いた割合。

第2章 水と緑の基本計画

5 水と緑の基本計画 基本方針ごとの施策チェック（平成24年度）

施策の展開にあたっては、緊急性や実現可能性、基本施策間のバランスや他事業との関係、国、東京都等の関連計画などを考慮し、計画期間内に重点的に取り組むべき施策を「重点施策」として設定しました。

取り組みの「開始時期」を、施策ごとに前期（23～25年度）、中期（26～29年度）、後期（30～32年度）に整理しました。

1) 水辺の環境を大切にする

項目	No.	施策内容	関係課	重点	開始時期			実施状況			具体的内容
					～25	～29	～32	未着手	実施中	完了	
多摩川等の河川と周辺環境の保全	1	多摩川の豊かな自然を守るため、国への要請や多摩川流域自治体等との連携をはかります。	環境課 企画政策室	☆	○				○		多摩川機能空間区分検討分科会等に参加し、意見交換等を実施している
	2	国の河川整備計画に基づき、多摩川河川敷や拝島緑地等の保全と有効活用に努めます。	環境課 管理課		○			○			立ち入り禁止の⑧空間以外の河川敷は少ないが、拝島緑地の具体的な利用方法は要検討
	3	多摩川河川敷の自然生態系の保全や回復に配慮しながら、散策やスポーツ、自然体験等の場としての整備を国に要望していきます。	環境課 管理課		○				○		多摩川の河道管理に関する連絡会等で要望する
	4	多摩川や流域における歴史や文化の継承に努めるとともに、市民参加によるイベント等を通して自然への理解と河川敷利用ルールの周知をはかります。	環境課 管理課		○				○		水辺の楽校における魚とり大会等の実施をバックアップしている
	5	残堀川の水辺環境を保全するため、清掃活動などを通して、流域周辺の市民や自治体との連携に努めます。	環境課 管理課		○				○		残堀川クリーン作戦に参加
玉川上水の保全	6	関係機関や近隣市との連携により、連続した自然環境の保全に取り組むとともに、市民がその緑や水辺の景観を楽しむことができるよう、周辺環境の整備をはかります。	管理課 社会教育課 環境課			○			○		エコパークにおけるはらっぱ大会、武蔵野の雑木林の再生プロジェクトを実施。近隣市との連携は東京都を通じて行えるか検討が必要
	7	市民団体等が行う玉川上水の自然を大切にする活動や清掃・美化運動を支援します。	管理課 環境課		○				○		上水公園のアダプト支援を実施
湧水の保全	8	健全な雨水循環に向けた取り組みや崖線の保全とともに、地域住民に親しまれる湧水の維持や再生に努めます。	環境課	☆	○				○		多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会に参加 下の川のアダプト支援、雨水貯留槽の予算確保等
	9	市民との協働により、湧水やその周辺の水辺の保全や維持管理の在り方について検討します。	管理課 環境課			○		○			湧水は境内地または隣接する個所が多く、現地は保全可能だが、雨水浸透舗装の推奨など、雨水循環の確保の方策が必要

第2章 水と緑の基本計画

2) ふるさとの水と緑を継承する

項目	No.	施策内容	関係課	重点	開始時期			実施状況			具体的内容
					～25	～29	～32	未着手	実施中	完了	
崖線緑地と丘陵の保全	10	崖線の緑は、緑のネットワークや地域の景観形成上、重要な役割を担っているため、関係する自治体などと連携し、一体的に保全する取り組みを推進します。	環境課	☆	○				○		多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会に参加
	11	崖線等の樹林地については、東京都に対して緑地保全地域の指定拡大を求めるとともに、補助金等の活用により公有化を進めます。	環境課	☆	○				○		東京都への要望は継続し、防衛省の交付金を受け、崖線の公有化を推進中
	12	崖線等の自然緑地の保全に向けて、相続税の軽減など税制上の優遇措置を、市長会等を通じて国に要請します。	環境課		○				○		東京都を通じての要望は継続
	13	市民団体等が行う崖線緑地を保全・再生する活動を支援します。	環境課		○				○		はけの下での自然を守る会・大神崖線のアダプト支援
	14	滝山丘陵の土地利用の転換を抑制していくことにより、生態系や景観の保全に努めます。	都市計画課 環境課			○		○			現状で昭島市分の滝山丘陵における開発の余地は少ない
樹林・樹木等の保全	15	保存樹林・保存樹木制度の周知をはかるとともに、社会的背景などの変化に伴う制度の見直しを検討します。	環境課		○			○			集合住宅の樹木を保存樹木として指定できないか検討中
	16	公有樹林や代官山などの民有樹林において、市民や企業との協働による維持管理や活用を検討します。	環境課			○			○		アダプト制度の浸透を図るほか、森林サポーターを育成し、協力いただけないか検討中
歴史ある水と緑の保全と活用	17	史跡周辺の自然環境調査を市民との協働で行うとともに、歴史・文化遺産として貴重な水辺と緑の保全に努めます。	環境課 社会教育課			○		○			文化財担当との連携を検討する必要がある
	18	地域のシンボルとなっている巨樹・名木等の調査を市民との協働で行うとともに、観察会などを実施します。	環境課			○		○			文化財指定の樹木は4本あるが、事業として成立させる内容となるか要検討
	19	水と緑に関する郷土資料を作成するとともに、史跡と併せた散策コースの紹介等を行います。	社会教育課			○			○		文化財マップの史跡散歩コースが紹介されている
	20	社寺林など、歴史性の感じられる緑の保全手法を検討します。	環境課			○		○			社寺林は制度上保護されているが、市として何ができるかは要検討
生物多様性の保全	21	市民との協働による自然観察会や動植物調査など、生物多様性に関する啓発活動に取り組み、さまざまな生物が市域に生息・生育できるよう努めます。	環境課			○			○		森林教室における植生・生物調査や、環境学習講座の実施、総合的な学習の時間へのバックアップ
	22	市域に生育する樹木や草花の情報を整理した「あきしまの植物」や、河川や水路等に生息・生育する水生生物の図鑑を作成します。	環境課 社会教育課			○		○			社会教育課で作成した昭島の植物の更新や、昭島の生物の図鑑の作製はこれからの検討課題ととらえる
	23	鳥の餌となる実のなる樹木を植えるなど、学校や公園等の身近な場所のエコアップ(自然度の向上)に努めます。	環境課 管理課			○			○		エコパークにおけるはらっぱ大会、武蔵野の雑木林の再生プロジェクト実施等、これからも継続

第2章 水と緑の基本計画

3) まちの水と緑を守り育てる

項目	No.	施策内容	関係課	重点	開始時期			実施状況			具体的内容
					～25	～29	～32	未着手	実施中	完了	
公園の整備と維持管理	24	市民に親しまれる公園や緑地を維持するため、市民との協働による公園づくりや維持管理を推進します。	管理課 環境課	☆	○				○		拝島団地内の公園の供用を間もなく開始、公園アダプトの件数拡大を図る等実施中
	25	公園の整備にあたっては、在来種の植栽等、地域の自然環境特性に配慮します。	建設課 管理課		○			○			上水公園等、一部の公園で配慮はしているが、市民要望の傾向から、維持管理への配慮が主になっている
	26	多様化する市民の価値観や防災空間としての利用にも適合した公園や緑地づくりを進めます。	管理課		○				○		新規公園は少ないが、災害時にも使えるトイレ設置など可能な配慮をしている
	27	公園内の施設については、長期使用ができるように安全性の点検や改修を計画的に進めます。	管理課		○				○		補修の積み重ねで対応している
	28	各種市街地開発事業等とも連動しながら、公園や緑地の確保をはかります。	都市計画課 地域開発課		○				○		地区計画の地区内において一定の緑地確保を図る等を実施中
	29	身近なくつろぎの場として、ポケットパークの整備と充実をはかります。	建設課 管理課		○				○		道路新設に伴い残地が出た場合に、必要に応じて整備していく
公共施設の緑化	30	公共施設の緑化状況調査を行うとともに、駅前広場等については、緑化拠点として位置づけ、重点的な緑化をはかります。	環境課 管理課	☆	○				○		公共施設の整備にあたっては緑の確保を図り、整備後も花壇の管理を行うなど見本となるよう管理する予定
	31	公共施設の屋上緑化や緑のカーテン事業、ビオトープの創出などに取り組むとともに、小中学校では校庭芝生化を進めます。	環境課 教育・庶務課		○				○		環境コミュニケーションセンターにおける屋上・壁面緑化、公共施設におけるグリーンカーテン、市立学校の校庭芝生化
	32	エコパークでは、子どもたちとともに、武蔵野の雑木林づくりに取り組みます。	環境課 ごみ対策課		○				○		エコパークにおける武蔵野の雑木林の再生プロジェクト実施
	33	街路樹や公園内の樹木の購入費用を市民から募る基金の設立などを進め、緑化意識の向上をはかります。	環境課				○	○			今後の検討課題ととらえている
道路の緑化	34	道路整備にあたっては、地域の環境や景観に配慮し、シンボル性も考慮した樹種による街路樹の植栽に努めます。	建設課 管理課			○			○		環境や景観、連続性に配慮し、苦情になりにくいことも選定基準とする
	35	街路樹や植栽ますの整備、沿道緑化等により、緑の広がりや厚みのある都市空間を創出していきます。	管理課 建設課 環境課		○				○		街路における緑地の設置基準に基づき、引き続き実施していく
	36	樹木の健全な育成や樹形の維持に配慮した、街路樹の定期的な維持管理を行います。	管理課		○				○		職員が巡回して問題を発見し、随時対応している
	37	市民が緑に親しめるよう街路樹や花壇に樹木や花の看板を設置するとともに、市民との協働による緑化を進めます。	環境課 管理課		○				○		花の応援事業で花植えを協働で行っている個所を増やす。看板設置は通行の安全確保も含め検討する

第2章 水と緑の基本計画

民有地の緑化	38	あきしま環境緑花フェスティバルや、苗木配付、街角ふれあい花壇等の充実により、緑化意識の高揚をはかります。	環境課	☆	○				○	各事業とも毎年拡大実施中
	39	宅地開発にあたっては、昭島市宅地開発等指導要綱に基づき、事業者と協議を行い緑地の確保に努めます。	地域開発課		○				○	事前協議を実施している
	40	ブロック塀等の生け垣化や緑のカーテン、屋上緑化など、敷地内の緑化推進を呼びかけます。また、緑化ガイドブックの作成や補助制度の充実に努めます。	環境課			○		○		現在実施中の事業もあるが、特に緑化の補助制度については引き続き拡充を検討中
	41	商店街や地域の団体などと協力して、駅周辺や街角などを花で飾り、うるおいと魅力のあるまちづくりを進めます。	環境課 産業活性化室		○				○	花の応援事業で毎年花植えを行い、要望に応じて新規配布地点を増やしている。
	42	花苗の育成者募集や苗圃の活用などにより、市民との協働による花の応援事業の充実をはかります。	環境課			○		○		花の種や多年草の配布を検討する
緑のリサイクル	43	街路樹や公園等の樹木管理にあたっては、せん定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化による再生利用をはかります。	環境課 管理課			○		○		昭和公園において清掃時に収集した落ち葉をたい肥化して環境緑花フェスティバルで配布している(H24休止中)
	44	不要となった樹木の情報を必要な方に提供する「グリーンバンク」事業の創設について、検討します。	環境課			○		○		生活用品交換情報の樹木版だが、引き合いの関係で廃止になっており、方法は要検討
水循環の保全	45	水循環に関する情報の一元化に努め、市民や事業者に対して効果的な情報提供ができるように取り組みます。	環境課 水道・工務課 下水道課	☆	○			○		現在広域的な水収支調査の実施について、東京都に要望中
	46	公共施設や市道における雨水浸透施設の設置、雨水利用設備の導入などの、水循環を保全するための率先した取り組みを進めます。	下水道課 建設課 建築課		○				○	各担当課において引き続き推進していく
	47	宅地開発にあたっては、昭島市宅地開発等指導要綱に基づき、事業地内での雨水浸透処理を指導します。	地域開発課 管理課 下水道課		○				○	開発の相談時に指導している
	48	一般住宅を対象とした雨水貯留槽や雨水浸透施設の助成制度により、雨水の再利用と節水を推進します。	下水道課 水道・工務課		○				○	雨水貯留槽は水道部で、雨水浸透施設は下水道課で推進中
水循環の保全	49	水の安全性を確保するため、地下水汚染防止のための適切な措置を事業所等に求めるとともに、水質汚染対策の必要性に対する啓発活動を進めます。	環境課 下水道課		○				○	有害物質の使用料の報告を年一回もらうほか、公共用水の水質調査を年6回行い、問題があれば行政指導を行っている。啓発は今後の課題である
	50	昭島市の水道が深層地下水を水源としていることから、「奥多摩 昭島市民の森」事業など、広域的な視点からの水循環保全活動に取り組みます。	環境課		○			○		市民の森における森林教室で、水源林の意義や森林の地下水涵養機能について取り上げたい
	51	より良好な水循環を将来にわたって保全するための条例制定について検討します。	環境課			○		○		今後の検討課題ととらえている

第2章 水と緑の基本計画

4) 農の水と緑を維持する

項目	No.	施策内容	関係課	重点	開始時期			実施状況			具体的内容
					～25	～29	～32	未着手	実施中	完了	
農地の保全	52	納税猶予制度や生産緑地制度の活用をはかり、都市における貴重なみどりの空間となっている、都市農地の保全に努めます。	産業活性化室	☆	○				○		生産緑地制度を活用中
	53	防災空間としての農地の役割を認識するとともに、体験型農園、教育の場としても農地の保全と活用をはかります。	産業活性化室		○				○		農ウオークや環境学習講座での啓発、市民農園や田植え体験学習などが実施されている
農業用水路の保全と維持	54	農業用水路の適正な水質維持をはかるとともに、年間を通した通水に努めます。	環境課		○			○			下水道の整備により、用水の水質は河川の水質と同レベルの状況である。年間通水は検討課題。
	55	農業用水路を歴史・文化遺産として評価するとともに、説明板の設置、用水路見学会の実施などを通じて普及啓発を進めます。	環境課 社会教育課			○		○			用土地改良区とも協議して検討が必要
	56	今後進められるまちづくり事業等に併せて、農業用水路を活用した新たな水辺景観の整備を検討します。	都市計画課 環境課			○			○		拝島町の下の川、大神町の水辺の散歩道、福島町・郷地町の景観まちづくり事業などに続けて実施検討中
	57	農業用水路の維持管理のあり方や、環境用水・防火用水としての活用方法等について考える、協議会などの設置を検討します。	環境課 防災課			○		○			用土地改良区とも協議して検討が必要
農に関する普及啓発の推進	58	「地産地消」を普及啓発し、推進するため、直売所等における消費者と農業者が交流するための場や機会を充実させます。	産業活性化室	☆	○				○		ふれっ旬をさらに有効に活用する方策の検討が必要
	59	水と緑の保全に果たす農業の役割を認識してもらうため、体験型農園の充実や農業体験教室、農ウオークなどのイベントを実施します。	産業活性化室 環境課		○				○		農ウオークや環境学習講座での啓発、市民農園や田植え体験学習などが実施されている
	60	「農産物マップ」等の作成による直売所などの情報提供や市民との協働によるイベント等により、都市農業に対する関心を広げます。	産業活性化室		○				○		農産物生産・直売マップの配布、広報やホームページによる情報提供、市民農園の貸し出し等を行っている

第2章 水と緑の基本計画

5) 水と緑のまちづくりにみんなで取り組む

項目	No.	施策内容	関係課	重点	開始時期			実施状況			具体的内容
					～25	～29	～32	未着手	実施中	完了	
学び、体験する機会の充実	61	環境に関する学習の場と機会を拡充するとともに、市民が水や緑にふれあう各種イベントを実施して、環境意識の啓発をはかります。	環境課 社会教育課 市民会館・公民館	☆	○				○		森林教室、環境学習講座、農ウオークや環境緑花フェスティバルにおける環境講演会やグリーンカーテン講習会などの実施とアップデート化
	62	学校と家庭、地域が連携して、自然体験や農業体験等の体験型環境学習の機会を創出します。	指導室 環境課 産業活性化室		○				○		森林教室、環境学習講座や水辺の楽校事業における魚捕り大会やカヌー教室などを実施していく
	63	小学生向けの環境副読本の作成やICT機器(デジタル情報機器)を用いた観察、市民向けの水と緑に関するホームページなど、さまざまなメディアを活用した情報発信に取り組みます。	環境課 指導室			○			○		情報の種類、提示方法を今後検討
活動の推進と人材育成	64	公園や道路・水辺の清掃、街角の花植えなど、市民が気軽に参加できる環境活動の機会を拡充します。	環境課 管理課	☆	○				○		アダプト活動の普及・支援を実施しており、今後も拡大を図る
	65	水や緑を守り、育てる活動に参加する団体や自治会等を支援し、連携をはかります。	環境課 生活コミュニティ課		○				○		アダプト活動の普及・支援や、花の応援事業における花苗や花種等の提供を拡大していく
	66	地域や学校における環境学習活動に関わる人材の育成に努めます。	環境課 社会教育課 市民会館・公民館		○				○		アダプト活動や水辺の散歩道・水辺の楽校等への支援を行っている
推進体制の構築	67	環境に関わる市民や市民団体及び事業者との交流の場・機会・ネットワークづくりを進めます。	環境課 管理課 生活コミュニティ課	☆	○				○		環境審議会、緑化推進協力員制度、環境配慮事業者ネットワーク会議、アダプト登録団体意見交換会等を実施している
	68	緑の保全や緑化推進のために、緑化推進基金を活用するとともに、広く気軽に参加できる募金システムを検討します。	環境課			○		○			緑化推進基金を崖線緑地公有化に役立てた実績はあり。募金システムは今後要検討。
	69	計画の進捗状況のチェックを外務委員で行うとともに、結果をわかりやすく公表します。	環境課		○			○			環境審議会でもチェックを行っていただき、昭島の環境等で結果を公表していく

第 3 章 第二次地球温暖化対策実行計画

1 計画策定の背景と目的

地球表面の平均気温は、15℃程度とされていますが、大気中には、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが含まれており、これらのガスの温室効果により、生物や人類の生存を可能にする大気温度が保たれてきました。

ところが、18世紀の産業革命以降、石炭や石油といった化石燃料の燃焼や大規模な森林伐採が行われるようになり、温室効果ガスが大気中へ大量に排出されることで、温室効果が強まって大気による温室効果は必要以上のものとなり、地球が過度に温暖化するおそれが生じています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2007年（平成19年）に取りまとめた第4次評価報告書によると、全地球平均地上気温は20世紀中に約0.74℃上昇し、それに伴い平均海面水位が17cm上昇しました。この要因は、人為起源の可能性がかなり高いことも確認されました。

世界各地を襲っている豪雨、猛暑や暖冬、大型台風といった異常気象は温暖化とは無縁でなく、今後さらに頻発するようになるといわれています。さらには、北極と南極の海氷は減り続け、北極海の晩夏における海氷が、21世紀後半にはほぼ消滅するという予測もあります。

平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書」が採択され、平成17年2月16日に発効しました。この京都議定書では、日本については、目標年の平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの第1約束期間に平成2年（1990年）の温室効果ガス排出量と比較して、6%を削減する目標が定められました。

本市では、平成12年10月に昭島市環境基本条例を施行し、平成14年3月には、「美しい水とみどりを将来の世代に」を将来の望ましい環境像として「昭島市環境基本計画」を策定しました。

また、率先して環境への負荷を削減するため、平成10年7月に環境に配慮した「昭島市庁内エコプラン」を策定し、省エネ・省資源活動に取り組んできましたが、平成14年4月からは、前計画にそのエコプランも取り込むなかで行ってきました。

さらに、昭島市環境方針に基づき平成15年9月には、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得をし、平成18年9月には、さらなる事務事業における環境への配慮を進め、全職員が一体となって環境保全等に取り組んでいくために更新をしたところであります。

このように本市におきましては、環境省の提唱する「チームマイナス6%」の活動にも参加する中で、すでに地球温暖化防止に向けた取組を積極的に進めてきたところでありますが、前計画が平成18年度で満了となるため「第二次地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

本計画は、事業者としての市役所が自ら事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組み、PDCAサイクルにより継続的な改善を行いながら、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

2 計画の期間

計画の期間は、平成16年度を基準年度として、平成19年度から平成24年度までの6年間とします。計画で定める温室効果ガス排出量の削減目標等は、基準年度である平成16年度における排出量や排出抑制活動の取組状況をもとに設定するものとします。

3 計画の範囲

計画の対象範囲は、本庁舎及び出先機関を含めた全ての組織及び施設等に係る事務事業とします。

なお、委託等（施設管理運営を含む）により実施する事務事業は対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものは、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

第3章 第二次地球温暖化対策実行計画

4 計画の目標

平成16年度を基準年として、平成24年度までに温室効果ガスの排出量を6%以上削減することを目標としています。

温室効果ガスの総排出量の削減目標

本市における温室効果ガスの総排出量の削減目標は、次のとおりです。

総排出量の削減目標 (kg-CO ₂ /年)	平成16年度 (基準年)	平成24年度 (目標年)	削減目標
	12,424,093	11,678,647	6%以上の削減を図る

温室効果ガス排出抑制のための取り組み

温室効果ガス排出削減目標を達成するために(1)電気使用量の削減(2)燃料使用量の削減(3)紙使用量の削減(4)水使用量の削減(5)廃棄物排出量の削減(6)グリーン購入等の推進(7)緑化の推進の7項目を第二次昭島市地球温暖化対策実行計画で率先行動計画として定めており、市(職員)が事務・事業を実施するに当たり、率先して取り組んでいます。

5 実施結果報告

平成23年度の温室効果ガスの排出量は、表のとおり、基準年度である平成16年度に対して18.1%削減しました。これは、施設燃料においてA重油の使用量が減ったことと、平成23年度は特に東日本大震災の影響で、計画停電や夏季に政府から節電要請などがあり、大幅な削減となりました。

今後も省エネ省資源活動を徹底し、平成24年度の目標年までに温室効果ガスの排出量を6%以上削減できるように努めていきます。

温室効果ガス排出量

平成16年度	平成23年度	増減率
12,424,093kg-CO ₂	10,176,395kg-CO ₂	18.1%減

※ 温室効果ガスの排出量は、電気や都市ガスなどの使用量や自動車走行距離に基づく活動量に排出係数を乗じて算出しています。

第4章 調査データ

第4章 調査データ

1 公共用水域水質調査（事業実施報告21頁のデータ）

多摩川水質調査結果

区分		平成23年度	河川名	多摩川	類型	A－1	測定地点名	昭和用水引込口	
		測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)			4/13 8:50	6/9 9:25	9/13 8:55	11/10 8:55	1/26 8:55
一般項目	現場測定項目	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量 (m³/S)							
		全水深 (m)	0.44	0.48	0.52	0.78	0.70	0.95	
		採取水深 (m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	
		天候	晴	晴	晴	曇	晴	曇	
		気温 (℃)	15.0	26.2	27.9	13.8	2.0	9.2	
		水温 (℃)	10.5	19.9	20.6	13.6	4.0	9.1	
		色相	微黄色	微黄色	淡灰茶色	微黄色	微黄色	微黄色	
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	
		透視(明)度 (cm)	>50	>50	10.0	>50	>50	>50	
	生活環境項目	水素イオン濃度	7.5	7.6	7.1	7.1	7.2	7.3	
		溶存酸素量 (mg/L)	11.2	10.5	9.2	9.3	10.5	11.0	
		生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1.8	<0.5	0.6	0.7	1.5	1.5	
		化学的酸素要求量 (mg/L)	0.8	<0.5	1.5	1.4	<0.5	<0.5	
		浮遊物質 (mg/L)	2	2	42	6	1	2	
		大腸菌群数 (MPN/100mL)							
		n－ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
		全窒素 (mg/L)							
		全燐 (mg/L)							
		健康項目	カドミウム (mg/L)						
全シアン (mg/L)	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
鉛 (mg/L)									
六価クロム (mg/L)									
砒素 (mg/L)									
総水銀 (mg/L)									
アルキル水銀 (mg/L)									
PCB (mg/L)									
ジクロロメタン (mg/L)									
四塩化炭素 (mg/L)									
1,2－ジクロロエタン (mg/L)									
1,1－ジクロロエチレン (mg/L)									
シス－1,2－ジクロロエチレン (mg/L)									
1,1,1－トリクロロエタン (mg/L)									
1,1,2－トリクロロエタン (mg/L)									
トリクロロエチレン (mg/L)									
テトラクロロエチレン (mg/L)									
1,3－ジクロロプロペン (mg/L)									
チウラム (mg/L)									
シマジン (mg/L)									
特殊項目	チオベンカルブ (mg/L)								
	ベンゼン (mg/L)								
	セレン (mg/L)								
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)								
	ふっ素 (mg/L)								
	ほう素 (mg/L)								
	フェノール類 (mg/L)								
	銅 (mg/L)								
	亜鉛 (mg/L)								
	溶解性鉄 (mg/L)								
その他の項目	溶解性マンガン (mg/L)								
	クロム (mg/L)								
	EPN (mg/L)								
	塩化物イオン (mg/L)								
	MBS (mg/L)								
	アンモニア性窒素 (mg/L)								
	磷酸性磷 (mg/L)								
	濁度 (度)								
	電気伝導率 (μS/cm)								
	TOC (mg/L)								
硝酸性窒素 (mg/L)									
亜硝酸性窒素 (mg/L)									

第4章 調査データ

多摩川水質調査結果

区分		平成23年度	河川名	多 摩 川	類型	B-1	測定地点名	多摩大橋下(上流)	
		測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		4/13 9:20	6/9 10:00	9/13 9:25	11/10 9:25	1/26 9:25	3/8 9:35
一般項目	現場測定項目	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量 (m³/S)							—
		全水深 (m)		0.71	0.52	0.62	0.53	0.71	0.61
		採取水深 (m)		表層	表層	表層	表層	表層	表層
		天候		晴	晴	晴	曇	晴	曇
		気温 (°C)		15.8	26.9	29.6	13.8	3.0	9.2
		水温 (°C)		12.5	21.1	21.5	13.6	5.0	9.0
		色相		微黄色	微黄色	淡灰茶色	微黄色	微黄色	微黄色
		臭気		無臭	微川藻臭	無臭	無臭	弱川藻臭	弱川藻臭
		透視(明)度 (cm)		>50	>50	9.0	>50	>50	>50
	生活環境項目	水素イオン濃度		7.4	7.5	7.0	7.1	7.2	7.3
		溶存酸素量 (mg/L)		11.0	9.0	8.8	9.3	10.9	11.8
		生物学的酸素要求量 (mg/L)		2.2	<0.5	0.7	0.7	1.7	1.5
		化学的酸素要求量 (mg/L)		0.8	<0.5	1.6	1.4	<0.5	<0.5
		浮遊物質 (mg/L)		3	3	41	6	1	2
		大腸菌群数 (MPN/100mL)							
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
		全窒素 (mg/L)							
		全燐 (mg/L)							
	健康項目	カドミウム (mg/L)							
		全シアン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		鉛 (mg/L)							
		六価クロム (mg/L)							
		砒素 (mg/L)							
		総水銀 (mg/L)							
		アルキル水銀 (mg/L)							
		P B (mg/L)							
		ジクロロメタン (mg/L)							
		四塩化炭素 (mg/L)							
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)							
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)							
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)							
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)							
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)							
		トリクロロエチレン (mg/L)							
		テトラクロロエチレン (mg/L)							
		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)							
		チウラム (mg/L)							
		シマジン (mg/L)							
		チオベンカルブ (mg/L)							
		ベンゼン (mg/L)							
		セレン (mg/L)							
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)							
		ふっ素 (mg/L)							
		ほう素 (mg/L)							
特殊項目		フェノール類 (mg/L)							
		銅 (mg/L)							
		亜鉛 (mg/L)							
		溶解性鉄 (mg/L)							
		溶解性マンガ (mg/L)							
		クロム (mg/L)							
その他の項目		E P N (mg/L)							
		塩化物イオン (mg/L)							
		M B A S (mg/L)							
		アンモニア性窒素 (mg/L)							
		燐酸性 (mg/L)							
		濁度 (度)							
		電気伝導率 (μ S/cm)							
		T O C (mg/L)							
		硝酸性窒素 (mg/L)							
		亜硝酸性窒素 (mg/L)							

第4章 調査データ

多摩川水質調査結果

区分		平成23年度	河川名	多摩川	類型	B-2	測定地点名	立川境	
		測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)			4/13 9:45	6/9 11:15	9/13 9:50	11/10 10:40	1/26 9:50
一般項目	現場測定項目	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量(m³/S)			8.71		5.48		
		全水深(m)	0.54	0.54	0.81	0.47	0.64	0.86	
		採取水深(m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
		天候	晴	晴	晴	曇	晴	曇	
		気温(℃)	17.0	26.4	32.8	16.5	5.0	10.0	
		水温(℃)	16.7	21.3	21.8	18.6	9.0	10.7	
		色相		微黄色	微黄色	淡灰茶色	淡黄緑色	微黄色	微黄色
		臭気		弱川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	弱川藻臭	微川藻臭	微川藻臭
		透視(明)度(cm)	>50	>50	9.0	>50	>50	>50	>50
	生活環境項目	水素イオン濃度	7.5	7.4	7.4	7.2	7.1	7.1	
		溶存酸素量(mg/L)	9.6	8.3	8.6	8.6	11.3	10.7	
		生物学的酸素要求量(mg/L)	2.9	<0.5	0.9	1.1	2.0	1.8	
		化学的酸素要求量(mg/L)	5.4	2.5	2.0	4.2	3.2	1.4	
		浮遊物質質量(mg/L)	4	33,000	40	3	2	3	
		大腸菌群数(MPN/100mL)	2,300	2,300	13,000	130,000	14,000	4,900	
		n-ヘキサン抽出物質含有量(mg/L)							
		全窒素(mg/L)		4.90		4.80			
		全リン(mg/L)		0.330		0.530			
		健康項目	カルシウム(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン(mg/L)	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
鉛(mg/L)	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
六価クロム(mg/L)	<0.01		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		
砒素(mg/L)	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
総水銀(mg/L)	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		
アルキル水銀(mg/L)									
P-C-B(mg/L)			<0.0005		<0.0005				
ジクロロメタン(mg/L)			<0.0002		<0.0002				
四塩化炭素(mg/L)			<0.0002		<0.0002				
1,2-ジクロロエタン(mg/L)			<0.0002		<0.0002				
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)			<0.0002		<0.0002				
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)			<0.0002		<0.0002				
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)			<0.0002		<0.0002				
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)			<0.0002		<0.0002				
トリクロロエチレン(mg/L)			<0.0001		<0.0001				
テトラクロロエチレン(mg/L)			<0.0002		<0.0002				
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)			<0.0002		<0.0002				
チウラム(mg/L)			<0.0006		<0.0006				
シマジン(mg/L)			<0.0003		<0.0003				
チオベンカルブ(mg/L)			<0.0003		<0.0003				
ベンゼン(mg/L)			<0.0002		<0.0002				
セレン(mg/L)			<0.002		<0.002				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)			0.09		0.1				
ふっ素(mg/L)			0.07		0.04				
ほう素(mg/L)		0.005>		0.005>					
特殊項目	フェノール類(mg/L)								
	銅(mg/L)								
	亜鉛(mg/L)								
	溶解性鉄(mg/L)								
	溶解性マンガン(mg/L)								
その他の項目	クロム(mg/L)		<0.01		<0.01				
	E-P-N(mg/L)								
	塩化物イオン(mg/L)								
	M-B-A-S(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		
	アンモニア性窒素(mg/L)	0.17	0.13	0.06	0.06	0.06	0.06		
	磷酸性リン(mg/L)	0.47	0.30	0.39	0.50	0.45	0.17		
	濁度(度)								
	電気伝導率(μS/cm)								
その他の項目	T-O-C(mg/L)								
	硝酸性窒素(mg/L)		4.1		4.3				
	亜硝酸性窒素(mg/L)		0.051		0.038				

※ 大腸菌群数は、最確数法による。

第4章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分		平成23年度	(水域名) 多摩川	玉川上水拝島分水路		西部下水		田中堀	
		測定月日(月/日)		7/13	2/1	7/13	2/1	7/13	2/1
		採水時刻(時:分)		8:40	8:40	8:55	8:55	9:00	9:05
一般項目	現場測定項目	採取位置		流心	流心			流心	流心
		流量 (m ³ /S)							
		全水深 (m)		0.10	0.05			0.16	0.07
		採取水深 (m)		表層	表層			表層	表層
		天候		晴	晴			晴	晴
		気温 (°C)		31.0	1.0			30.0	2.0
		水温 (°C)		24.8	3.0			26.7	3.0
		色相		微黄色	微黄色			微黄色	微黄色
		臭気		無臭	無臭			微川藻臭	無臭
		透視(明)度 (cm)		>50.0	>50.0			>50.0	>50.0
	生活環境項目	水素イオン濃度		7.2	7.0			7.2	7.0
		溶存酸素量 (mg/L)		7.6	12.6			7.4	13.1
		生物学的酸素要求量 (mg/L)		<0.5	2.3			<0.5	2.3
		化学的酸素要求量 (mg/L)							
		浮遊物質 (mg/L)		9	4			7	3
		大腸菌群数(MPN/100mL)							
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
		全窒素 (mg/L)							
		全磷 (mg/L)							
		カドミウム (mg/L)							
	健康項目	全シアン (mg/L)		<0.1	<0.1			<0.1	<0.1
		鉛 (mg/L)							
		六価クロム (mg/L)							
		砒素 (mg/L)							
		総水銀 (mg/L)							
		アルキル水銀 (mg/L)							
		PCB (mg/L)							
		ジクロロメタン (mg/L)							
		四塩化炭素 (mg/L)							
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)							
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)							
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)							
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)							
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)							
		トリクロロエチレン (mg/L)							
		テトラクロロエチレン (mg/L)							
		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)							
		チウラム (mg/L)							
		シマジン (mg/L)							
		チオベンカルブ (mg/L)							
		ベンゼン (mg/L)							
		セレン (mg/L)							
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)							
		ふっ素 (mg/L)							
		ほう素 (mg/L)							
特殊項目		フェノール類 (mg/L)							
		銅 (mg/L)							
		亜鉛 (mg/L)							
		溶解性鉄 (mg/L)							
		溶解性マンガン (mg/L)							
その他の項目		クロム (mg/L)							
		EPN (mg/L)							
		塩化物イオン (mg/L)							
		MBAS (mg/L)							
		アンモニア性窒素 (mg/L)							
		磷酸性磷 (mg/L)							
		濁度 (度)							
		電気伝導率 (μS/cm)							
		TOC (mg/L)							
		硝酸性窒素 (mg/L)							
		亜硝酸性窒素 (mg/L)							

第4章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分	平成23年度		(水域名) 多摩川		昭和用水		多摩川上流排水樋管	
	測定月日(月/日)		採水時刻(時:分)		7/13 9:20	2/1 9:20	7/13 9:30	2/1 9:30
一般項目	現場測定項目	採取位置			流心	流心	流心	流心
		流量 (m³/S)						
		全水深 (m)			0.16	0.06	0.70	0.65
		採取水深 (m)			表層	表層	表層	表層
		天候			晴	晴	晴	晴
		気温 (°C)			31.0	3.0	32.0	6.0
		水温 (°C)			27.1	2.0	27.9	18.0
		色相			微黄色	無色	微黄色	微黄色
		臭気			川藻臭	無臭	無臭	無臭
		透視(明)度 (cm)			>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
	生活環境項目	水素イオン濃度			7.1	7.3	7.2	7.0
		溶存酸素量 (mg/L)			7.9	14.7	6.0	7.5
		生物化学的酸素要求量 (mg/L)			0.6	2.3	1.7	2.5
		化学的酸素要求量 (mg/L)						
		浮遊物質 (mg/L)			5	<1	2	3
		大腸菌群数(MPN/100mL)						
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)						
		全窒素 (mg/L)						
		全炭素 (mg/L)						
		カドミウム (mg/L)						
健康項目		全シアン (mg/L)			<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		鉛 (mg/L)						
		六価クロム (mg/L)						
		砒素 (mg/L)						
		総水銀 (mg/L)						
		アルキル水銀 (mg/L)						
		Pb (mg/L)						
		ジクロロメタン (mg/L)						
		四塩化炭素 (mg/L)						
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)						
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)						
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)						
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)						
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)						
		トリクロロエチレン (mg/L)						
		テトラクロロエチレン (mg/L)						
		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)						
		チウラム (mg/L)						
		シマジン (mg/L)						
		チオベンカルブ (mg/L)						
特殊項目		ベンゼン (mg/L)						
		セレン (mg/L)						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)						
		ふっ素 (mg/L)						
		ほう素 (mg/L)						
その他の項目		フェノール類 (mg/L)						
		銅 (mg/L)						
		亜鉛 (mg/L)						
		溶解性鉄 (mg/L)						
		溶解性マンガン (mg/L)						
		クロム (mg/L)						
		EPN (mg/L)						
		塩化物イオン (mg/L)						
		MBAS (mg/L)					<0.02	0.03
		アンモニア性窒素 (mg/L)					0.28	0.19
		磷酸性リン (mg/L)					0.26	0.016
		濁度 (度)						
		電気伝導率 (μS/cm)						
		TOC (mg/L)						
		硝酸性窒素 (mg/L)						
		亜硝酸性窒素 (mg/L)						

第4章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分		平成23年度	(水域名) 多摩川	中沢堀		中沢堀昭和用水合流		野水堀排水樋管	
		測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		7/13 9:40	2/1 9:45	7/13 9:55	2/1 10:00	7/13 10:05	2/1 10:15
一般項目	現場測定項目	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量 (m ³ /S)							
		全水深 (m)		0.22	0.11	0.23	0.06	0.01	0.005
		採取水深 (m)		表層	表層	表層	表層	表層	表層
		天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴
		気温 (°C)		32.0	6.0	33.0	6.0	33.0	7.0
		水温 (°C)		25.9	7.0	27.6	3.0	27.3	10.0
		色相		微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色
		臭気		微川藻臭	無臭	微川藻臭	無臭	無臭	無臭
		透視(明)度 (cm)		>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
	生活環境項目	水素イオン濃度		7.3	7.4	7.0	7.0	7.0	7.3
		溶存酸素量 (mg/L)		7.8	13.1	7.9	14.1		
		生物化学的酸素要求量 (mg/L)		0.5	1.8	0.6	2.2	0.6	4.6
		化学的酸素要求量 (mg/L)							
		浮遊物質 (mg/L)		3	2	6	1	4	2
		大腸菌群数(MPN/100mL)							
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
		全窒素 (mg/L)							
		全リン (mg/L)							
		カドミウム (mg/L)							
	健康項目	全シアン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		鉛 (mg/L)							
		六価クロム (mg/L)							
		砒素 (mg/L)							
		総水銀 (mg/L)							
		アルキル水銀 (mg/L)							
		P B (mg/L)							
		ジクロロメタン (mg/L)							
		四塩化炭素 (mg/L)							
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)							
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)							
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)							
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)							
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)							
		トリクロロエチレン (mg/L)							
		テトラクロロエチレン (mg/L)							
		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)							
		チウラム (mg/L)							
		シマジン (mg/L)							
		チオベンカルブ (mg/L)							
		ベンゼン (mg/L)							
		セレン (mg/L)							
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)							
		ふっ素 (mg/L)							
		ほう素 (mg/L)							
特殊項目		フェノール類 (mg/L)							
		銅 (mg/L)							
		亜鉛 (mg/L)							
		溶解性鉄 (mg/L)							
		溶解性マンガ (mg/L)							
その他の項目		クロム (mg/L)							
		E P N (mg/L)							
		塩化物イオン (mg/L)							
		M B A S (mg/L)			<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.14
		アンモニア性窒素 (mg/L)			0.02	0.02	0.02	0.02	0.47
		磷酸性リン (mg/L)			0.022	0.042	0.020	0.020	0.019
		濁度 (度)							
		電気伝導率 (μ S/cm)							
		T O C (mg/L)							
		硝酸性窒素 (mg/L)							
		亜硝酸性窒素 (mg/L)							

第4章 調査データ

2 多摩川底生生物調査（事業実施報告22頁のデータ）

調査河川名 分類		拝島橋上流			多摩大橋下流		
		夏期	冬期	年間	夏期	冬期	年間
		H23.7.14	H24.1.12		H23.7.14	H24.1.12	
水生昆虫	カゲロウ目（蜉蝣目）	17	27	44	11	18	29
	カワゲラ目（襁翅目）	1	6	7	0	5	5
	トビケラ目（毛翅目）	8	16	24	1	7	8
	ハエ目（双翅目）	5	7	12	2	6	8
	コウチュウ目（鞘翅目）	4	3	7	2	2	4
	小 計	35	59	94	16	38	54
底生生物 その他の	刺胞動物	0	0	0	0	1	1
	扁形動物	1	1	2	1	0	1
	線形動物	0	0	0	1	0	1
	環形動物	2	1	3	0	2	2
	その他の節足動物	0	3	3	0	1	1
	小 計	3	5	8	2	4	6
種 数 合 計		38	64	102	18	42	60
個体数合計(25cm×25cm×1P)		391	657	1048	66	408	474

生物学的水質判定結果（平成23年度）

調 査 場 所	拝島橋上流			多摩大橋付近		
調 査 日	7月14日	1月12日	年度計	7月14日	1月12日	年度計
Beck-Tsuda法	os	os	os	β -ms	os	os~ β -ms
汚濁指数法	β -ms	os	os~ β -ms	β -ms	os	os~ β -ms
総合水質判定	os~ β -ms	os	os~ β -ms	β -ms	os~ β -ms	os~ β -ms

（注）水質階級

os : 貧腐水性水域（きれいな水域）

β -ms : β -中腐水性水域（わりあいきれいな水域）

α -ms : α -中腐水性水域（汚れている水域）

ps : 強腐水性水域（とても汚れている水域）

第4章 調査データ

3 湧水調査（事業実施報告25頁のデータ）

湧水量調査結果

調 査 場 所			夏期（8月18日）			冬期（3月26日）		
番号	名 称	所在地	湧水量 (m ³ /日)	水 温 (°C)	水素イオン 濃 度	湧水量 (m ³ /日)	水 温 (°C)	水素イオン 濃 度
1	都営拝島団地下	拝島町5-13	0.5	20.0	7.93	0.3	11.4	8.23
2	龍津寺	No.1 拝島町5-2	34.0	19.5	7.11	3.1	13.0	8.26
		No.2 "	19.7	20.1	6.82	28.0	12.9	7.77
		No.3 "	8.2	20.7	6.91	8.5	13.0	7.06
3	花井の井戸	拝島町4-16	調査不能			調査不能	10.6	6.86
4	拝島公園	No.1 拝島町1-10	3.6	19.8	7.60	湧水なし		
		No.2 "	46.0	19.6	7.54	23.4	14.3	7.03
		No.3 "	湧水なし			湧水なし		
		No.4 "	151.2	19.1	7.00	137.2	14.6	7.16
5	おねいの井戸	拝島町1-10	調査不能			調査不能		
6	拝島大師	拝島町1-6	6.5	18.6	6.86	1.8	14.4	6.98
7	諏訪神社	宮沢町2-35-23	48.9	19.3	7.01	25.0	15.1	6.98
8	個人住宅	宮沢町2-32	2,160.0	19.0	6.97	1,270.6	15.8	7.00
9	熊野神社	中神町1-12-7	30.2	19.5	7.62	19.4	14.7	7.18
10	福巖寺	中神町1-3-3	湧水なし			湧水なし		
11	広福寺	福島町2-14-7	湧水なし			湧水なし		
12	井戸出の清水	福島町2-21	湧水なし			湧水なし		

※ 測定不能については、湧水量が少ないため。

※ 調査不能については、湧水部が確認できないため。

第4章 調査データ

湧水水質調査結果（龍津寺）

調査項目	調査年月	平成 22 年度				平成 23 年度			
		5 月	8 月	11 月	2 月	6 月	8 月	11 月	2 月
水素イオン濃度 (pH)		6.6	6.44	6.49	6.42	6.62	6.93	6.60	6.30
電気伝導率 (μ S/cm)		177	191	177	179	177	170	202	185
TOC (全有機炭素) (mg/L)		0.181	0.328	0.325	0.272	0.334	0.3330	0.411	0.285
大腸菌群数 (MPN/100mL)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
アルミニウム (mg/L)		0.004	0.002	0.005	0.004	0.005	0.005	0.005	0.006
鉛 (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素 (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀 (mg/L)		<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/L)		0.0004	0.0003	0.0002	0.0003	0.0005	0.0006	0.0005	0.0004
テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		5.25	5.15	5.16	4.88	4.66	4.61	4.64	4.28
フッ素 (mg/L)		0.06	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04
ホウ素 (mg/L)		0.022	0.028	0.026	0.022	0.023	0.026	0.027	0.023

※ 大腸菌群数は、最確数法による。

※ VOCに関しては参考のために一部検出されたものの濃度を示しました。

第4章 調査データ

湧水水質調査結果（諏訪神社）

調査項目 \ 調査年月	平成22年度				平成23年度			
	5月	8月	12月	2月	6月	8月	11月	2月
水素イオン濃度 (pH)	6.70	6.51	6.55	6.48	6.64	6.82	6.63	6.32
電気伝導率 (μ S/cm)	3210	209	194	203	200	189	216	213
TOC(全有機炭素)(mg/L)	0.123	0.229	0.259	0.255	0.234	0.217	0.291	0.215
大腸菌群数 (MPN/100mL)	不検出	不検出	不検出	検出	不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
アルミニウム (mg/L)	0.004	0.006	0.004	0.004	0.002	0.003	0.003	0.004
鉛 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.004
六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.001	0.001	0.001
ヒ素 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀 (mg/L)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/L)	0.0004	0.0003	0.0002	0.0004	0.0004	0.0006	0.0005	0.0004
テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	8.84	7.64	7.66	8.64	7.18	6.75	7.10	7.69
フッ素 (mg/L)	0.04	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04
ホウ素 (mg/L)	0.021	0.023	0.023	0.020	0.021	0.023	0.023	0.021

※ 大腸菌群数は、最確数法による。

※ VOCに関しては参考のために一部検出されたものの濃度を示しました。

第4章 調査データ

湧水水質調査結果（拝島大師）

調査年月 調査項目	平成22年度				平成23年度			
	5月	8月	12月	2月	6月	8月	11月	2月
水素イオン濃度 (pH)	6.76	6.5	6.42	測定不能	6.60	6.83	6.64	6.39
電気伝導率 (μ S/cm)	173	180	169		178	165	184	182
TOC(全有機炭素)(mg/L)	0.129	0.282	0.290		0.270	0.271	0.357	0.284
大腸菌群数 (MPN/100mL)	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
アルミニウム (mg/L)	0.003	0.012	0.004		0.006	0.003	0.003	0.015
鉛 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀 (mg/L)	<0.00005	<0.00005	<0.00005		<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/L)	0.0003	<0.003	<0.003		0.0002	0.0003	0.0002	0.0002
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0004	<0.01	<0.01		0.0004	0.0006	0.0004	0.0003
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	5.81	5.08	5.30		5.33	5.36	4.62	4.77
フッ素 (mg/L)	0.05	0.04	0.04		0.04	0.04	0.04	0.05
ホウ素 (mg/L)	0.025	0.027	0.030		0.027	0.027	0.029	0.028

※ 大腸菌群数は、最確数法による。

※ 拝島大師の平成22年2月の測定不能は湧水のため。

※ VOCに関しては参考のために一部検出されたものの濃度を示しました。

第4章 調査データ

4 地下水揚水量調査（事業実施報告26頁のデータ）

事業所		平成21年度	平成22年度		平成23年度		井戸数 (本)
		揚水量 (m³/年)	揚水量 (m³/年)	割合 (%)	揚水量 (m³/年)	割合 (%)	
工場	1	438,643	468,503	106.8	396,565	90.4	2
	2	148,288	92,529	62.4	82,242	55.5	2
	3	177,997	189,245	106.3	234,582	131.8	3
	4	47,303	47,307	100.0	42,212	89.2	1
	5	7,056	5,816	82.4	7,948	112.6	1
	6	254,456	163,922	64.4	129,405	50.9	4
	7	77,438	74,275	95.9	67,336	87.0	4
	8	18,241	18,507	101.5	14,328	78.5	1
	9	4,526	5,272	116.5	6,100	134.8	1
	10	1,396	1,172	84.0	1,365	97.8	1
	11	107,855	128,269	118.9	152,607	141.5	2
	12	46,482	42,138	90.7	38,831	83.5	2
	13	175,130	188,463	107.6	166,654	95.2	5
	14	3,631	3,936	108.4	3,958	109.0	1
	15	28,708	23,236	80.9	20,873	72.7	1
	16	7,435	8,579	101.5	9,629	129.5	1
	17				3,708		1
小 計		1,544,585	1,461,169	94.6			33
指定作業場	1	13,435	13,811	102.8	9,556	71.1	2
	2	54,289	5,863	10.8	50,510	93.0	1
	3	13,116,551	13,181,280	100.5	12,863,450	98.1	20
	4	26,034	21,482	82.5	18,221	70.0	3
	5	23,017	2,349	10.2	76	0.3	1
	6	29,447	23,892	81.1	25,430	86.4	1
	7	10,682	12,661	118.5	9,024	84.5	1
	8	9,694	11,080	114.3	11,363	117.2	1
	9	2,478	2,480	100.1	608	24.5	1
	10	1,594	1,483	93.0	1,800	112.9	1
	11	1,091	885	81.1	909	83.3	1
	12	9,438	9,093	96.3	9,254	98.1	1
	13	2,146	2,082	97.0	2,607	121.5	1
	14	2,889	2,891	100.1	98,687	3416.0	1
	15	4,952	429	8.7	0	0.0	1
	16	14,208	14,208	100.0	8,751	61.6	1
	17	1,810	1,927	106.5	1,775	98.1	1
	18	1,114	1,516	136.1	1,254	112.6	1
	19	10,200	10,200	100.0	10,200	100.0	1
	20	858	1,162	135.4	948	110.5	1
	21	1,812	1,288	71.1	2,021	111.5	1
	22	21	48	225.4	0	0.0	1
	23	6,393	6,265	98.0	7,353	115.0	1
	24	2,526	2,563	101.5	1,806	71.5	1
	25	9,877	788	8.0	1,022	10.3	1
小 計		13,356,556	13,331,726	99.8	13,136,625	98.4	47
合 計		14,901,141	14,792,895	99.3	14,514,968	97.4	80

※ 井戸数は、平成23年度の数（揚水機の出力が300Wを超えるもの）であり、割合は、平成21年度の揚水量を100%とした比率です。揚水量は、各年1月から12月までの調査量です。

第4章 調査データ

5 苦情処理（事業実施報告26頁のデータ）

ア 現象・年度別推移

（単位：件）

現象 年度	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
平成21年度	35	1	17	1	16	1	0	2	22	41	18	0	154
平成22年度	21	5	10	2	11	7	0	0	31	31	44	3	165
平成23年度	15	2	8	1	14	0	0	0	34	16	14	2	106

イ 現象・月別苦情件数

（単位：件）

現象 月	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
4月	1		1							4	4		10
5月				1					5		2		8
6月	2		2		1				5	1			11
7月	2		1		5				5	3	1		17
8月	3		4		2				3	3	4	2	21
9月	1				1				5	1	1		9
10月	1				2				5	2	1		11
11月	2	1							3	1			7
12月	1				2				3				6
1月											1		1
2月	1	1											2
3月	1				1					1			3
合 計	15	2	8	1	14	0	0	0	34	16	14	2	106
前年度合計	21	5	10	2	11	7	0	0	31	31	44	3	165

第4章 調査データ

ウ 現象・用途地域別苦情件数

(単位：件)

現象 用途地域	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
住居地域	11	1	6	1	8				32	13	12	2	86
近隣商業地域	2		2							2	1		7
商業地域									1				1
準工業地域	1	1			6				1	1	1		11
工業地域													0
市街化調整区域	1												1
その他													0
合計	15	2	8	1	14	0	0	0	34	16	14	2	106

エ 現象・発生源別苦情件数

(単位：件)

現象 発生源	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
工場	2	1			3					1			7
指定作業場					1								1
建設作業					1								1
一般	13	1	8	1	9				34	15	14	2	97
合計	15	2	8	1	14	0	0	0	34	16	14	2	106

第4章 調査データ

6 化学物質の適正管理（事業実施報告28頁のデータ）

市内で使用された化学物質ごとの移動量集計

（単位:kg／年）

適正管理化学物質名	V O C	届 出 件 数	使 用 量	製 造 量	製品としての 出荷量	環境への排出量				事業所外への移動量		
						環境への 排 出 量	大 気	公 共 水 域	そ の 他	事 業 所 外 へ の 移 動 量	廃 棄 物	廃 水 (下水道)
アセトン	○	4	62,654	0	0	3,794	3,794	0	0	359	359	0
イソプロピルアルコール	○	4	5,980	0	0	4,015	4,015	0	0	2,055	2,055	0
塩酸		3	31,810	0	0	0	0	0	0	2,600	2,600	0
キシレン	○	13	907,456	0	891,500	5,111	5,111	0	0	900	900	0
クロム及び三価クロム化合物		3	2,200	0	160	0	0	0	0	1,120	1,118	7
六価クロム化合物		4	538	0	138	0	0	0	0	17	17	0
酢酸エチル	○	3	4,203	0	0	3,503	3,503	0	0	670	670	0
酢酸ブチル	○	4	4,942	0	0	4,342	4,342	0	0	622	622	0
シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)		2	600	0	0	0	0	0	0	109	108	1
ジクロロメタン	○	1	250	0	0	225	225	0	0	25	25	0
硝酸		3	19,700	0	0	0	0	0	0	2,800	2,800	0
テトラクロロエチレン	○	1	1,711	0	0	703	703	0	0	1,008	1,008	0
トリクロロエチレン	○	4	59,050	0	0	45,750	45,750	0	0	11,860	11,860	0
トルエン		18	2,068,676	0	2,003,000	26,807	26,807	0	0	7,720	7,720	0
ニッケル		3	970	0	780	0	0	0	0	40	40	0
ニッケル化合物		2	290	0	0	0	0	0	0	440	440	6
フェノール	○	1	5,100	0	0	0	0	0	0	22	22	0
ふっ化水素及びその水溶性塩		4	5,305	0	3,800	30	30	0	0	1,170	1,157	16
ヘキサン	○	11	509,388	0	501,100	1,075	1,075	0	0	0	0	0
ベンゼン	○	9	98,590	0	97,200	77	77	0	0	0	0	0
メタノール	○	8	42,525	0	0	4,320	4,320	0	0	1,225	735	490
メチルイソブチルケトン	○	2	306	0	0	306	306	0	0	0	0	0
メチルエチルケトン	○	2	7,441	0	0	6,641	6,641	0	0	810	810	0
硫酸		5	29,535	0	0	0	0	0	0	19,094	19,094	0
ほう素及びその化合物		2	88,010	0	72,000	120	120	0	0	16,010	16,009	8
鉛及びその化合物		1	110	0	12	0	0	0	0	21	21	0
ホルムアルデヒド		1	410	0	0	41	41	0	0	0	0	0

第5章 参考資料（環境基準など）

1 大気について

大気汚染の原因物質には、次ページのものなどがあり、工場・事業場・一般家庭などの「固定発生源」と、自動車・航空機・船舶などの「移動発生源」から排出されます。近年は、固定発生源に対する規制が強化され、かなり改善されました。

また、平成15年度の東京都の大気汚染状況の測定結果を見るとディーゼル車規制が開始されたことに伴い、浮遊粒子状物質による大気汚染が大幅に改善されました。

☆ 大気汚染に係る評価方法と環境基準

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質については両方の方法、二酸化窒素は長期的評価、光化学オキシダントは短期的評価が定められています。

なお、環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が常時生活していない地域又は場所以外の区域を対象としたものです。

(1) 短期的評価

連続する24時間における1時間値の平均値と、各1時間値または8時間平均値とを環境基準に比較して、2つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。

(2) 長期的評価

① 二酸化窒素

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価します。

② 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合には7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価します。

(①・②とも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができません。また有効日数とは、1日の有効測定時間が20時間以上の日数を言います。)

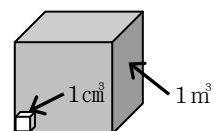
第5章 参考資料

大気の汚染に係る環境基準

(環境基準＝環境基本法に基づき、人の健康を保護するうえで、維持することが望ましい基準)

物質名	環境上の条件	発生源等
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	硫黄酸化物(SO_x)の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生します。無色・刺激性のある気体で、慢性気管支炎、ぜんそくなどを引き起こします。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	大気中に浮遊している微粒子のうち、10μm(100分の1mm)以下のもので、多くはディーゼル車から排出されます。呼吸器に沈着し、呼吸器疾患などを起こします。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	燃料などの不完全燃焼によって発生します。工場・事業場からも排出されますが、主に自動車から排出されています。頭痛やめまいなどの症状があらわれます。
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料の燃焼に伴って工場・自動車などから排出されたNO(一酸化窒素)が大気中で NO_2 (二酸化窒素)になります。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因になります。
光化学オキシダント (O_x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物質の総称で、光化学スモッグの原因となるほか、眼・喉の炎症や、植物への被害などを起こします。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われています。麻酔作用のほか、慢性症状としては、造血機能の障害、発ガン性などが認められています。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	金属機械部品の洗浄、塗料のシンナー、羊毛の脱脂洗浄などに使われます。皮膚への刺激作用、神経障害、肝臓障害などを起こします。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	ドライクリーニングなどで使われます。皮膚への刺激作用、肝臓障害、頭痛、黄疸のほか、発ガン性の疑いもあります。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	不燃性、非引火性で、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤、エアゾルの噴射剤などに使われています。急性症状として中枢神経に対する麻痺作用及び目への刺激などがあり、慢性症状として皮膚の刺激及び発ガン性の疑いが指摘されています。

※ ppm … 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に使い、100万分の1を1ppmといいます。たとえば、二酸化硫黄が1ppmとは、空気1m³中に二酸化硫黄が1cm³含まれる場合をいいます。



2 騒音・振動について

☆ 騒音

騒音とは、「好ましくない音」「不必要な音」の総称であり、同じ音でも好ましくないという人もいれば、気にならないという人もいます。

多くの人が騒音とする音として、次のようなものがあげられます。

- ① 概して大きい音
- ② 音色の不愉快な音
- ③ 音声聴取を妨害する音
- ④ 休養や安眠を妨害する音
- ⑤ 勉強や事務の能率を低下させる音

また、騒音の発生源には、工場・事業場、建設工事及び、自動車・鉄道・航空機などの交通機関がありますが、近年、幹線道路沿道の騒音が大きな問題となっています。

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも、周波数の高低により異なった強さの音に聞こえることがあります。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定します。測定した数値を騒音レベルといい、単位として「デシベル（dB）」が使われます。

騒音の基準には、環境基本法に基づく環境基準、東京都環境確保条例に基づく規制基準、さらに騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める環境省令（要請限度）等があります。

☆ 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づいて、騒音に関する「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基準）が定められています。

騒音に係る環境基準（H10. 9. 30 環境庁告示第64号）（単位：デシベル）

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～6時）
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50dB以下	40dB以下
A	第1種低層住居専用地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
	第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第1種住居地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
	第2種住居地域 準住居地域 用途の定めのない地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域	一般地域	60dB以下	50dB以下
	商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

※ この基準は航空機騒音、建設作業騒音には適用しません。

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表のとおりです。

第5章 参考資料

幹線道路近接空間に関する特例

昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70 dB以下	65 dB以下
※ 「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・ 2車線以下の車線を有する道路 15m ・ 2車線を超える車線を有する道路 20m 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）にすることができる。	

☆ 自動車騒音 要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令」で、一般に「要請限度」とよばれています。自動車騒音がこの値を超えていて、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

区域	当てはめ地域	車線等	時 間 の 区 分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1 車 線	65dB	55dB
	第2種低層住居専用地域	2 車 線 以 上	70dB	65dB
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	近 接 区 域	75dB	70dB
b区域	第1種住居地域	1 車 線	65dB	55dB
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2 車 線 以 上 近 接 区 域	75dB	70dB
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車 線 2 車 線 以 上 近 接 区 域	75dB	70dB

備考 1 測定評価の地点

- (1) 道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
- (2) 道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。
- 2 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- 3 騒音の測定方法は、原則としてJIS Z8731に定める騒音レベル測定法による。
- 4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 5 騒音の大きさは、原則として測定した値を、3日間の全時間を通じて時間の区分ごとにエネルギー平均した値とする。

- 参考
- ・ 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 - ・ 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

☆ 近隣騒音

生活様式が変化したことによって、音響機器、冷暖房機器などの使用による一般家庭の騒音や飲食店、大型店などの深夜営業に伴う騒音などが問題になっています。

たとえば一般家庭から出てくる騒音には、エアコン、ピアノ、テレビ、ステレオ、ドアの開け閉めの音、夜おそくのシャワー、洗濯機を使う音、床の上で跳びはねる音、ペットのなき声などがあげられます。これらの音は、自分の知らないうちに近所の迷惑となっていることがあります。

カラオケ騒音に関する制限

○ カラオケ等の使用規制（東京都環境確保条例第131条）

飲食店営業及び喫茶店営業での、午後11時から翌日の午前6時までカラオケ等の使用禁止。（音が外部に漏れない場合を除く）なお、住宅・病院等から50m（商業地域にある住宅等からは20m）以上離れた場所に発生源がある場合は適用除外とします。

○ 深夜の営業等の禁止（東京都環境確保条例第132条）

深夜（午後11時から翌日の午前6時）の営業が制限されています。対象は飲食店営業、喫茶店営業及びガソリンスタンドなどです。対象地域は、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居専用地域、準住居地域及びこれらの周囲20m以内の区域です。

☆ 振動

公害としての振動は、「不快な振動、好ましくない振動」のことで、騒音と同様に主観的要素によるところがあります。たとえば乗用車や電車に乗ったときの振動はかなり大きなものですが、ほとんどの人は不快に感じません。しかし、工場や建設工事に伴う振動は小さいものであっても不快に感じます。

振動の原因は、鍛造、プレス、印刷工場などの機械の稼働、建設工事や大型車両の通行などですが、そのほとんどの場合、騒音の発生を伴います。

また、最近では、人間の耳に聴きとれないほど低い周波数の空気振動による被害が発生しています。これは、工場の特殊な機械や道路橋などから発生し、建物の窓や戸がガタガタ振動したり、頭痛、イライラ、耳鳴りなどの身体的影響がみられることもあります。

工場・指定作業場等別に定めのあるものを除き、下表の基準を超える振動を発生させてはならないことになっています。なお、振動の単位はデシベル（dB）を使用します。

振動の規制基準（東京都環境確保条例 第136条 別表13二）（単位：デシベル）

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
	あてはめ地域	敷地の境界における振動の大きさ	
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
		60dB	55dB
第 2 種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間(8時～20時)	夜間(20時～8時)
		65dB	60dB

1 学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれ上欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

2 第2種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第2種区域の基準が適用される。

第5章 参考資料

道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第16条及び同施行規則第12条（別表第2））（単位：デシベル）

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
	敷地の境界における振動の大きさ	敷地の境界における振動の大きさ	
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
		65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間(8時～20時)	夜間(20時～8時)
		70dB	65dB
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。			

3 光化学スモッグについて

光化学スモッグは、自動車や工場などから排出された窒素酸化物などが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こしてできたもの（二次的汚染物質）が大気中にたまって、白くモヤがかかったような状態になっていることをいいます。

日差しが強くて風が弱い夏の日に発生しやすく、目がチカチカしたり、のどの痛み・息苦しさ・頭痛などの症状を引き起こすことがあります。

東京都は、都内全域を区東部・区西部・区南部・区北部・多摩中部・多摩西部・多摩南部及び多摩北部の8地域に分けて、オキシダント濃度の測定を行っており、昭島市は多摩中部に属しています。

発令基準	
区 分	オキシダント濃度
学校情報	0.10ppm以上が継続
注意報	0.12ppm以上が継続
警報	0.24ppm以上が継続
重大緊急報	0.40ppm以上が継続

※光化学オキシダントとは…

光化学スモッグのうち、酸化性物質（二酸化窒素は除く）のこと。

この濃度が高まると、光化学スモッグ濃度も高まります。

4 水質について

河川・海域等は、多少の汚れであれば「自浄作用」によって、もとのきれいさを取り戻します。しかし、現在、排出される産業排水や生活排水は膨大な量です。そのうえ地面舗装による土壌の浄化作用の低下、ダム建設による流量の減少、護岸工事等による自然環境の変化なども重なって、川のもつ自浄能力が追いつかない状況です。加えて重金属類など自然の自浄能力が及ばない物質も排出されるようになってしまいました。そこで、排出源への規制や生活排水の処理だけではなく、以下のように環境基準を設けて水質の監視を行っています。

なお、市内を流れる多摩川は、拝島橋より上流はA類型、下流はB類型（平成13年4月よりC類型からB類型へ格上げされた）です。

第5章 参考資料

☆ 水質汚濁に係る環境基準

河川（湖沼を除く）における生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	

※ 基準値は、日間平均値としています。

※ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下

※ 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、この基準に準じます。

第5章 参考資料

〔用語説明〕

水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性を示す指標。pH7が中性で、7より小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の汚濁物質が微生物により酸素分解されるために必要とされる酸素量で、数値が高いほど川は汚れていることになります。魚の生育環境としては5mg/L以下が望ましく、悪性発生源は10mg/Lであるといわれています。
浮遊物質 (SS)	水中に浮かび、ただよっている物質の量です。これが多いと光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚介類にも悪影響を及ぼします。
溶存酸素量 (DO)	水中にとけている酸素量です。酸素量が少ない川では魚介類が生存できなくなります。比較的生命力の強いコイ、フナ等でも5mg/L以上が望ましいといわれています。
大腸菌群数	水中から多量に検出された場合は、生し尿が混入している可能性があり、赤痢、コレラなどの病原菌細菌が存在する危険性があります。
カドミウム	メッキ、顔料、電池などで使用されています。人体への影響としては、肺気腫、腎障害、肝臓障害をもたらしたり、また、歯ぐきに黄色の着色を示したり、嗅覚を失う場合があります。
全シアン	電気メッキ工場、熱処理工場などで使用されています。人体への影響は、数秒ないし数分程度で中毒症状があらわれ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん等を起こし死亡することがあります。
鉛	さびにくさ、加工のしやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されています。人体への影響としては、貧血や中枢神経等への影響があります。
六価クロム	電気メッキ工場、顔料製造工場などで使用されているほか、冷却水の腐食抑制剤としても使われています。人体影響としては、鼻炎、咽頭炎、鼻中隔穿孔、臓器障害などがあげられます。
ヒ素	半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤などに使われます。皮膚の色素沈着、下痢、便秘などがあります。
総水銀	有機水銀化合物、無機水銀化合物などすべての形態の水銀の総量をいいます。化学品製造、医薬品などに用いられます。水銀化合物中には昇汞(HgCl ₂)のように強い毒性を持つものがあります。また、慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。
PCB	熱や酸・アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に広く利用されていました。人体への影響としては、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあります。
ジクロロメタン	塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、麻酔作用や中枢神経障害が知られています。
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害が知られています。
トリクロロエチレン	金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出に用いられます。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
テトラクロロエチレン	ドライクリーニング、溶剤として用いられています。人体影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
ベンゼン	染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の合成原料、溶剤、抽出剤等に広く用いられています。人体への影響としては、白血病、再生不良性貧血等があります。

5 底生生物調査について

水生生物を使った調査方法には、底生生物・付着藻類・魚類など多くの水生生物が用いられます。これらの方法は、長期的・複合的な水質の状態を通して直接理解できること、分析機器を必要としないことなどから、理化学的方法にはない利点をもっています。

なかでも底生生物を用いた調査方法は、目に見える生物を対象としていることから実感として分かりやすいため、市の調査に採用しています。一般に清潔な河川における生物は多種多様であり、個体数もバランスのとれた数値を示します。特に底生生物では、水質判定を行ううえで最も重要な水生昆虫の蜉蝣目(カゲロウ目)、毛翅目(トビケラ目)などが数多く出現します。

6 湧水について

雨水が地下にしみ込んで地下水となり、崖や谷間から流れ出たものを湧水といいます。一般に夏から秋が豊水期、冬が渇水期といわれています。

都内全体を見ても、水量の多い湧水は数えるほどしかなく、渇水期の水量も低下傾向が続いています。

これは、都市化に伴い雨水が地下に浸透しにくくなったこと、トンネルや大きなビルなどの地下建造物が地下水の流れを遮断していること、などが原因と考えられます。さらに悪いことには、開発によって湧出地点がなくなってしまうケースも増えています。

しかし、湧水を水源とする流れには、①魚類等が生息して身近に親しめる水辺環境となる、②池や川にきれいな水を供給する水源となる、③緑に水を与える、④都市に残された自然水であり、⑤緊急時には特に貴重となる、など湧水はとても大切なものです。

7 地下水揚水の規制について

昭和46年以降は、吐出口の断面積が21㎤を超える動力を用いる地下水揚水施設は、新設することができなくなりました。また、吐出口の断面積が21㎤以下であっても、新設の場合は400m～650mも掘削せねばならず、新設は困難になっています。

また、昭和46年以前に設置された吐出口の断面積が21㎤を超える地下水揚水施設に対しては、揚水状況を把握するため、水量測定器を設置して地下水の揚水量を記録するとともに毎年報告することを設置者に義務づけています。また、東京都環境確保条例の施行により、平成13年度からは、揚水機の出力が300Wを超える施設に対して、揚水量を毎年報告することを設置者に対し義務づけられました。

8 工場・指定作業場等について

☆ 法律に基づく事務

騒音規制法

- | | |
|------------|--|
| (1) 特定施設 | 設置・変更等の届出受理（6条、7条、8条、10条、11条3項）
計画変更勧告（9条）
改善勧告及び改善命令（12条1項2項）
必要事項報告徴集・立入検査（20条）
電気事業法・ガス事業法の定める特定施設に関する届出・通知受理（21条2項4項）及び措置要請（21条2項） |
| (2) 特定建設作業 | 実施届の受理（14条1項2項）
改善勧告及び改善命令（15条1項2項）
必要事項報告徴集・立入検査（20条） |
| (3) その他 | 道路周辺生活環境についての措置要請ほか（17条1項2項）
指定地域の騒音測定（21条の2） |

振動規制法

事務内容は、騒音規制法に準じます。

- | | |
|----------|---|
| ※ 特定施設 | 工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設であって、政令で定めるもの。 |
| ※ 特定建設作業 | 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、政令で定めるもの。 |

悪臭防止法

工場その他の事業場に対する改善勧告及び改善命令(8条)

第5章 参考資料

☆ 特定工場数

金属加工機械、大型送風機などの著しい騒音を発生する施設や、著しい振動を発生する施設を「特定施設」といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を「特定工場」として騒音規制法及び振動規制法で規制の対象としています。

騒音規制法に基づく特定工場	196
振動規制法に基づく特定工場	125

※ 平成24年3月31日現在

☆ 東京都環境確保条例に基づく認可工場数及び指定作業場数

認可工場数

業 種	認可工場数
製 造 業	食料品製造業
	47
	飲料・飼料・たばこ製造業
	3
	繊維工業
	3
	衣服・その他の繊維製品製造業
	9
	木材・木製品製造業
	28
	家具・装備品製造業
	22
	パルプ・紙・紙加工品製造業
	4
	出版・印刷・同関連産業
	12
	化学工業
	3
	プラスチック製品製造業
	8
	ゴム製品製造業
	1
電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 ・ 水 道 業	窯業・土石製品製造業
	12
	非鉄金属製造業
サ ー ビ ス 業	1
	金属製品製造業
	47
	一般機械器具製造業
	44
	電気機械器具製造業
そ の 他	36
	情報通信機械器具製造業
	9
	電子部品・デバイス製造業
	17
	輸送用機械器具製造業
合 計	37
	精密機械器具製造業
	14
	その他の製造業
	8
	電気業
そ の 他	4
	ガス業
	4
	水道業
	0
	学術・開発研究機関
サ ー ビ ス 業	1
	洗濯・理容・美容・浴場業
	12
	廃棄物処理業
	6
	自動車整備業
そ の 他	56
	機械等修理業
	2
	その他の事業サービス業
	2
	4

※ 平成24年3月31日現在（東京都から委任されていない留保工場を含む。）

第5章 参考資料

指定作業場数

業 種	指定作業場数
自動車駐車場	257
自動車ターミナル	17
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド	22
自動車洗車場	8
ウェストスクラップ処理場	5
廃棄物の積替え又は保管場所	2
材料置場	24
畜舎	11
青写真の作成の用に供する施設を有する事業場	1
めん類製造場	16
豆腐又は煮豆製造場	16
洗濯施設を有する事業場	48
し尿処理施設を有する事業場	1
下水処理場	1
暖房用熱風炉を有する事業場	5
ボイラーを有する事業場	26
ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関を有する事業場	3
焼却炉を有する事業場	2
冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150㎡を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの	1
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	2
合 計	468

※ 平成24年3月31日現在(東京都から委任されていない留保指定作業場を含む)

工場・事業場騒音は、工場等で使用されるプレス機械、鍛造機、コンプレッサー、切断機などを作動することにより発生する衝撃音、摩擦音等が複合され、工場等から外部に出されるものですが、その大きさは、機械の所有動力、形式、工場建物の構造、作業方法により大きく異なり、これらの機械を使用する市内の工場は、小規模工場が多く、住宅と商店と混在しているのが特徴となっています。

騒音については、工場認可、指定作業場の届出、あるいは立入調査の際に随時指導しています。しかし、市内には、中小の企業が多く、それを取り巻くように住宅化が進み、住工混在となっていることが、騒音苦情の主因と考えられます。

9 化学物質の適正管理について

東京都環境確保条例により、年間100kg以上の下記の適正管理化学物質を取り扱う事業者は、使用量等の報告、化学物質管理方法書の作成、提出が義務づけられています。

適正管理化学物質

1	アクロレイン	30	水銀及びその化合物
2	アセトン	31	スチレン
3	イソアミルアルコール	32	セレン及びその化合物
4	イソプロピルアルコール	33	チウラム
5	エチレン	34	チオベンカルブ
6	塩化スルホン酸	35	テトラクロロエチレン
7	塩化ビニルモノマー	36	1,1,1 - トリクロロエタン
8	塩酸	37	1,1,2 - トリクロロエタン
9	塩素	38	トリクロロエチレン
10	カドミウム及びその化合物	39	トルエン
11	キシレン	40	鉛及びその化合物
12	クロム及び三価クロム化合物	41	ニッケル
13	六価クロム化合物	42	ニッケル化合物
14	クロルピクリン	43	二硫化炭素
15	クロロホルム	44	砒素及びその無機化合物
16	酢酸エチル	45	P C B
17	酢酸ブチル	46	ピリジン
18	酢酸メチル	47	フェノール
19	酸化エチレン	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
20	シアン化合物（鉛塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物）	49	ヘキサン
21	四塩化炭素	50	ベンゼン
22	1,2 - ジクロロエタン	51	ホルムアルデヒド
23	1,1 - ジクロロエチレン	52	マンガン及びその化合物
24	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	53	メタノール
25	1,3 - ジクロロプロペン	54	メチルイソブチルケトン
26	ジクロロメタン	55	メチルエチルケトン
27	シマジン	56	有機燐化合物（E P Nに限る）
28	臭素化合物（臭化メチルに限る。）	57	硫酸
29	硝酸	58	ほう素及びその化合物

第5章 参考資料

10 特定建設作業について

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、法令で定めるものをいいます。特定建設作業には、以下のような基準があり、施工をする場合、作業の開始日の7日前までに届け出る義務があります。

(1) 騒音規制法の特定建設作業にかかる基準

特定建設作業の種類		敷地境界 における 音 量 dB(A)	作業時間		一日における 延作業時間		同一場所 における 連続作業時間		日曜・休日 における作業								
			1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域							
くい打設作業	くい打ち機(もんけんを除く)くい抜き機又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	85	午前7時 ～ 午後7時	午前6時 ～ 午後10時	10 時間 以内	14 時間 以内	6日以内	禁 止									
ちびよう打等作業	びよう打機を使用する作業																
破砕作業	削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業													
掘削作業	バックホウ(原動機の定格出力が80kw以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力が70kw以上)、ブルドーザ(原動機の定格出力が40kw以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。)																
使用する空気圧縮機を	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		午前7時 ～ 午後9時	午前6時 ～ 午後11時							道路交法に規定する交通規制が行われている場合						
びコンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)																
適用除外項目	災害その他非常事態緊急作業		○		○		○		○								
	生命・身体危険防止作業		○		○		○		○								
	鉄道の正常運行確保		○						○								
	道路法による道路占用許可条件及び道路交法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合		○						○								
	変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合								○								

第5章 参考資料

(2) 振動規制法の特定建設作業に係る基準

特定建設作業の種類		敷地境界 における 音 量 dB(A)	作業時間		一日における 延作業時間		同一場所 における 連続作業時間		日曜・休日 における作業	
			1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域
くい打設作業	くい打ち機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	75	午前7時 ～ 午後7時	午前6時 ～ 午後10時	10 時間 以内	14 時間 以内	6日以内		禁 止	
破碎作業	ブレーカー(手持ち式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前7時 ～ 午後9時	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前6時 ～ 午後11時						
建設物の解体破壊作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 塗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		道路交通法に規定する交通規制が行われている場合	道路交通法に規定する交通規制が行われている場合						
作業時間等の適用除外項目	災害その他非常事態緊急作業		○		○		○		○	
	生命・身体危険防止作業		○		○		○		○	
	鉄道の正常運行確保		○						○	
	道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合		○						○	
	変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合								○	

[地域の区分]

1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域

* 作業音が基準値を超え周囲の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、騒音又は振動の防止法を改善し、又は1日における延作業時間を最小限4時間までに短縮することができます。

* この基準は、作業を開始した日に終わる特定建設作業には適用しません。

11 燃料用重油の硫黄分含有率の基準について

燃料用重油の硫黄分含有率の基準(東京都環境確保条例 第69条)

使用量の区分(1日)	硫黄分含有率(重量比%)	
	既設基準 (昭和51年8月1日前に設置)	新設基準 (昭和51年8月1日以後設置)
300L以上500L未満	1.0以下	0.8以下
500L以上2000L未満	1.0以下	0.8以下
2000L以上	0.8以下	0.5以下

12 ダイオキシン類について

ダイオキシン類は、物が燃えるときに副産物としてできてしまう塩素を含む化学物質です。金属の精錬、紙の塩素漂白、農業製造でも発生しますが、多くは廃棄物を焼却するときに発生しているといわれています。そこで、国や都は、ダイオキシン類の排出を抑制するため、廃棄物焼却施設に対する規制などを行っています。

ダイオキシン類に係る環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法 第7条）

媒体	基準値	測定方法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
土 壌	1000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
底 質 土 壌	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

TEF（毒性等価係数）とは

ダイオキシン類には、29種類に毒性がありますが、それらの毒性の強さは同じではありません。このため、ダイオキシンの影響を比較したり評価したりするときには、毒性の強さの表し方を統一しておく必要があります。

そこで、もっとも毒性が強いとされている「2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン(TeCDD)」の毒性を1とした場合に、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算したTEF(Toxic Equivalency Factor毒性等価係数)を定めています。

たとえば、1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン(HxCDD)のTEFは0.1ですから、毒性の強さは、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシンの10分の1ということになります。

TEFは、1997年WHO(世界保健機構)より提案され、1998年に専門誌に掲載されたものが使われます。

TEQ（毒性等量）とは

ダイオキシン類の濃度を調べるとき、化合物によって毒性の強さが違うと評価が非常に難しくなります。そこで、測定した化合物の濃度にTEF(毒性等価係数)を掛け、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン(TeCDD)の量に換算して表します。これがTEQ(Toxic Equivalents毒性等量)です。

たとえば、測定した1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン(HxCDD)の濃度が10ピコグラムなら、TEQはTEF0.1を掛けた1ピコグラムとなります。

一般的にダイオキシン類の濃度を表すときは、このTEQに換算した数値を使います。例えば、水質であれば1pg-TEQ/L、大気であれば1pg-TEQ/m³、土壌、底質であれば1pg-TEQ/gのように表します。

13 昭島市グリーン購入指針

(1) 趣旨

グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービス（以下「環境物品等」という。）を優先的に購入することである。本市では、「昭島市庁内エコプラン」（平成10年7月）に始まり、「昭島市環境基本計画」や「昭島市地球温暖化対策実行計画」（平成14年3月）及びこれらの計画を効率的かつ効果的に推進していくために導入した環境マネジメントシステム（平成15年9月）により、環境物品等について一定の基準を定めてきた。

市が率先して環境物品等を調達し、グリーン購入をより一層推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、「昭島市グリーン購入指針」を定める。

(2) 適用範囲

本指針の適用範囲は、本市の全ての組織とする。

(3) 物品等の選択基準

物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性と適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、価格や品質等に加え、次に掲げる事項に配慮し、資源採取から廃棄に至る物品のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した製品を選択して購入する。

【製造段階での配慮事項】

- ① 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ② 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

【使用段階での配慮事項】

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 包装等が過剰でないこと。
- ③ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。

【廃棄段階での配慮事項】

- ① 長期間の使用、再使用、リサイクルが可能であること。
- ② 廃棄する際に処理や処分が容易であること。

【その他の配慮事項】

- ① エコマーク、国際エネルギースターロゴ等の環境ラベルが付いていること。

（４） 対象分野及び調達目標

本指針の環境物品等の対象分野及び昭島市グリーン購入ガイドラインに定めた分野ごとの特定調達物品等の調達目標は、次のとおりとする。

	分 野	調 達 目 標
1	紙類	全ての分野について100%
2	文具類	
3	機器類	
4	OA機器	
5	家電製品	
6	照明	
7	自動車	
8	制服・作業服・作業手袋	
9	インテリア・寝装寝具	
10	納入印刷物	

（５） 推進体制

グリーン購入の確実な推進を図るための推進体制は、環境マネジメントシステムに規定する体制とする。なお、環境マネジメントシステムの対象でない組織についても、環境マネジメントシステムに規定する体制に準じた取扱いとする。

（６） 購入実績の把握及び公表

環境マネジメントシステムに規定するグリーン購入の総括部署及び事務局は、本指針に基づき、分野ごとの購入実績を把握し、公表する。

（７） 指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行う。

（８） 施行時期

本指針は、平成16年6月1日から施行する。

第5章 参考資料

14 公共施設環境配慮対策一覧

施設の名称	環境配慮対策				
	緑化等	雨水利用等	新エネルギー等	備考	所管課
本庁舎	屋上緑化 562 m ²	雨水貯留槽 400 m ³ 地下 湧水の中水 利用			契約管財課
土地区画整理事務所	夏期の壁面緑化（ゴーヤ・キュウリ・メロン）				土地区画整理事務所
清掃センター	夏期の壁面緑化（ゴーヤ）	雨水貯留槽 90 m ³ 焼却施設排ガス冷却に使用		焼却施設余熱利用 場内給湯、暖房に使用	清掃センター
環境コミュニケーションセンター	屋上緑化・壁面緑化 1,021 m ²	雨水貯留槽 30 m ³ 、再利用 水貯留槽 70 m ³ （トイレ、消火栓、散水）	太陽光発電 20kW、ハイブリッドLED街灯、ソーラーLED街灯、コジェネレーションシステムの導入、エコアイスの導入		ごみ対策課
エコ・パーク	壁面緑化 9 m ²		ソーラーLED園内灯	駐車場に透水性舗装、園路ウッドチップ舗装	ごみ対策課
東部配水場	屋上緑化 111 m ²	雨水再利用 貯水槽 4 m ³ か（会議室 トイレ）平成元年設置	太陽光発電 20kW、屋内一部LED照明	平成25年4月～（予定）雨水利用除く	業務課
学校給食共同調理場	ゴーヤ植栽による屋外通路のグリーンカーテン及びネーバー（ヘデラ）植栽による汚水処理施設棟の壁面緑化を実施 約 26 m ²		平成18年1月共同調理施設（ボイラー）の熱源をA重油から都市ガスに切替		学校給食課
エコパーク防災倉庫	壁面緑化（ムベ）				防災課
東小学校		天水尊			庶務課
共成小学校	校庭芝生化	天水尊		H24年度事業	庶務課
富士見丘小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽・風力発電 0.4kW	H24年度事業	庶務課
武蔵野小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 10kW		庶務課
玉川小学校	校庭芝生化	天水尊			庶務課
中神小学校	校庭芝生化	天水尊		H24年度事業	庶務課
つつじが丘南小学校		天水尊			庶務課
つつじが丘北小学校		天水尊			庶務課

第5章 参考資料

光華小学校	校庭芝生化	天水尊		H24 年度事業	庶務課
成隣小学校		天水尊			庶務課
田中小学校	校庭芝生化	天水尊		H24 年度事業 にて拡幅実施	庶務課
拝島第一小学校		天水尊			庶務課
拝島第二小学校		天水尊			庶務課
拝島第三小学校	校庭芝生化	天水尊・雨 水再利用貯 留槽 30 m ³		H24 年度事業	庶務課
拝島第四小学校		天水尊			庶務課
昭和中学校		天水尊			庶務課
福島中学校		天水尊			庶務課
瑞雲中学校		天水尊			庶務課
清泉中学校		天水尊			庶務課
拝島中学校		天水尊			庶務課
多摩辺中学校		天水尊			庶務課
堀向保育園	夏期の壁面緑化（朝 顔・ゴーヤ）	天水尊			子育て支援 課
なしのき保育園		天水尊		階段の誘導灯 への LED 使用	子育て支援 課
昭和公園			園内灯 2 箇所 LED 使用		管理課
多摩川緑地くじら 運動公園			トイレの照明 への LED 電球 使用		管理課
市民図書館	壁面緑化（ゴーヤ）				市民図書館
市民会館・公民館	壁面緑化（ゴーヤ）				市民会館 ・公民館
玉川会館	壁面緑化（ゴーヤ）				社会教育課
大神会館	壁面緑化（ゴーヤ）				社会教育課
昭和会館	壁面緑化（ゴーヤ）				社会教育課
拝島会館	壁面緑化（ゴーヤ）				社会教育課
堀向会館	壁面緑化（ゴーヤ）				社会教育課
朝日会館	壁面緑化（ゴーヤ）				社会教育課
福島会館	壁面緑化（ゴーヤ）	雨水貯留槽 17 m ³ （トイ レ）			社会教育課
緑会館	壁面緑化（ゴーヤ）	雨水貯留槽 34.5 m ³ （ト イレ）			社会教育課
武蔵野会館	屋上緑化 143.6 m ² 壁面緑化（ゴーヤ）	雨水貯留槽 34.5 m ³ （ト イレ）		コージェネレ ーションシス テム	社会教育課
市民交流センター	壁面緑化（ゴーヤ）				生活コミュ ニティ課
児童センター		雨水タンク （トイレ）	・太陽光採光シ ステム ・風力発電機	平成 15 年 10 月開設時 風力発電機は ブレードの損 傷に伴い運用 を停止 (23. 03. 10)	子ども育成 課

第5章 参考資料

保健福祉センター		雨水貯留層 200 m ³ 再利用貯留層 70 m ³ (トイレ・噴水)	太陽光発電 10kW		健康課
勤労商工市民センター	壁面緑化 (ゴーヤ)				生活コミュニティ課
総合スポーツセンター				コジェネレーションシステムの導入	スポーツ振興課
		雨水貯留槽 50 m ³ (散水、トイレに使用)		電光掲示板にLED使用	スポーツ振興課
	壁面緑化 125 m ²				スポーツ振興課
子育てひろばなしのき	壁面緑化 (フウセンカズラ)				子ども育成課

15 空間放射線量

事業名	空間放射線量測定
担当課	環境部 環境課、子育て支援課、子ども育成課、学務課、管理課、スポーツ振興課

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う大津波により、東京電力福島第一原子力発電所が大きな被害を受け、放射性物質が大量に放出されるなどの事態が生じた。

この原発事故により、都内でも大気や塵や雨などの降下物から低濃度の放射性物質が検出されたほか、東京都の水道水の一部から指標等を上回る放射性物質が検出されるなど、放射能汚染に対する市民の不安は解消されない。

このことを踏まえ、本市における放射能汚染の状況を正しく把握するとともに、適切に情報提供することによって、市民の放射能に対する不安感を解消し、安全・安心を確保するため、次の対策を実施した。

1. 空間放射線量測定の実施

(1) 東京都健康安全研究センターによる空間放射線量測定

- ① 測定実施日 : 平成23年6月18日
- ② 測定場所 : 昭島市立光華小学校
- ③ 対象項目 : 地上1m及び地表面 (地上5cm) の高さの空間線量率
- ④ 測定結果 : 地上1m 0.04 μ Gy/h
地表面 (地上5cm) 0.05 μ Gy/h
- ⑤ 評価 : 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告 (2007年) の年間積算放射線量 (年間1mSv) を超える測定値は計測されなかった。

(2) 文部科学省による航空機モニタリング

- ① 測定実施日： 平成23年9月14日～9月18日
- ② 航空機： 民間ヘリコプター（AS350B1）
- ③ 対象項目： 地表面から1mの高さの空間線量率、及び地表面への放射性セシウム沈着量
- ④ 測定結果： 昭島市 0.1 μ Sv/h以下（昭島市 0.08 μ Sv/h）
- ⑤ 評価： 国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

(3) 昭島市による空間放射線量測定

- ① 測定実施日： 平成23年7月5日～（毎月実施）
- ② 測定場所： 市内公共施設等（延べ175箇所）
- ③ 対象項目： (a) 7・8月 地上1m、50cm及び地表面（地上5cm）の高さの空間線量等
(b) 9月～ 地上1m及び地表面（地上5cm）の高さの空間線量及び、
植込み・側溝（地表面（地上5cm））の高さの空間線量
- ④ 測定結果： 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価： 国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

(4) 小・中学校における腐葉土置場の放射線量測定

- ① 測定実施日： 平成23年9月13日、14日
- ② 測定場所： 腐葉土置場のある全ての小・中学校
- ③ 対象項目： 地表面（腐葉土の表面1cm）の高さの空間線量等
- ④ 測定結果： 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 対応： 市の基準値（0.23 μ Sv/h）を超えた場所については、環境省「除染関係ガイドライン」（平成23年12月）に準じ埋没処理により適切に対応
- ⑥ 評価： 対応後、全ての場所において、国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

(5) 走行サーベイによる空間線量率測定（昭島市・文部科学省）

- ① 測定実施日： 平成24年3月14日、15日、28日
- ② 測定場所： 昭島市内全域の道路、道路周辺30m
- ③ 対象項目： 道路上の地上1mの高さの空間線量率
- ④ 評価： 国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

2. 水道水における放射性物質検査

- ① 測定実施日： 平成23年3月22日～（毎月週1回、9月より2週間に1回実施）
- ② 測定場所： 東部配水場（浄水）、西部配水場（浄水）
- ③ 対象項目： 昭島市の水道水に含まれる放射性物質（70検体）
- ④ 測定結果： 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価： 食品の放射性物質に関する規制（厚生労働省）に示される、暫定規制値を超える放射性物質は検出されていない。

3. 農業に係る放射性物質検査

（1）市内農産物中の放射性物質検査

- ① 測定実施日： 平成23年5月16日～（毎月実施）
- ② 測定場所： 市内農地
- ③ 対象項目： 市内で生産された農産物（22検体）
- ④ 測定結果： 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価： 食品の放射性物質に関する規制（厚生労働省）に示される、暫定規制値を超える放射性物質は検出されていない。

（2）東京都産業労働局による落ち葉・剪定枝堆肥の放射能検査

- ① 測定実施日： 平成23年10月（検体収集日）
- ② 測定場所： 市内農地
- ③ 対象項目： 落ち葉・剪定枝堆肥
- ④ 測定結果：

主な原材料	単位：（Bq/kg）（）内の数値は検出限界値		
	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
剪定枝、落ち葉	不検出(8)	43	60
落ち葉・わら・米ぬか	不検出(6)	9	不検出(8)

- ⑤ 評価： 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成24年3月23日改正 農林水産省）に示される暫定許容値（400 Bq/kg）を超える検体はなかった。

（３） 農林水産省による農地土壌中の放射性セシウム分析

- ① 測定実施日： 平成23年12月15日
- ② 測定場所： 市内農地
- ③ 対象項目： 土壌中放射性セシウム
- ④ 測定結果：

放射性セシウム濃度 (Bq/kg)		
セシウム134	セシウム137	セシウム合計
19	27	46

- ⑤ 評価： 農地土壌の放射性物質除去技術（除染技術）作業の手引き（平成24年3月農林水産省）に示される、表土の削り取り等の実施が適当とされる濃度（5,000Bq/kg）は検出されなかった。

4. 清掃センターにおける放射性物質等測定

- ① 測定実施日： 平成23年7月12日～（毎月実施）
- ② 測定場所： 昭島市清掃センター
- ③ 対象項目： 焼却灰（主灰・飛灰）に含まれる放射性物質（9検体）
- ④ 測定結果： 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価： 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）に示される指標値を超える放射性物質は検出されていない。

昭 島 市 の 環 境

- 平成 23 年度活動/調査報告 -

平成 24 年 12 月発行

編集・発行 昭島市 環境部 環境課
昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
電話 042 (544) 5111 代表